

第百六十三回国 参議院外交防衛委員会會議録第四号

平成十七年十月二十五日(火曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 林 芳正君
理事 浅野 勝人君
三浦 一水君
山本 一太君
榛葉賀津也君
柳田 稔君

委員

愛知 治郎君
岡田 直樹君
櫻井 新君
谷川 秀善君
福島啓史郎君
山谷えり子君
浅尾慶一郎君
大塚 直史君
今泉 昭君
佐藤 道夫君
白 眞勲君
荒木 清寛君
澤 雄二君
緒方 靖夫君
大田 昌秀君

国務大臣

外務大臣 町村 信孝君
(内閣官房長官) 細田 博之君
国務大臣 (防衛庁長官) 大野 功統君
副大臣 防衛庁副長官 今津 寛君
外務副大臣 谷川 秀善君

大臣政務官

防衛庁長官政務官 愛知 治郎君
外務大臣政務官 福島啓史郎君

事務局側

常任委員会専門員 泊 秀行君

政府参考人

内閣官房内閣審議官 山浦 耕志君
内閣官房内閣審議官 井上 源三君
内閣官房内閣審議官 樽井 澄夫君
内閣法制局第二部長 横島 裕介君
防衛庁防衛局長 大古 和雄君
防衛庁運用局長 山崎信之郎君
外務大臣官房審議官 遠藤 善久君
外務大臣官房審議官 齋木 昭隆君
外務大臣官房審議官 中富 道隆君
外務省北米局長 河相 周夫君
外務省欧州局長 原田 親仁君
外務省中東・アフリカ局長 吉川 元偉君
外務省経済協力局長 佐藤 重和君
外務省国際法局長 小松 一郎君
厚生労働省労働基準局労働補償部長 森山 寛君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して

行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林芳正君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官井上源三君外十四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○三浦一水君 自民党の三浦でございます。

三大臣と申すべきところでございますが、官房長官は遅れて来られるということでございます。二大臣には、本当に広範な課題に對しまして日々お取り組みいただいておりますことに敬意を表したいというふうに思います。

冒頭であります。2プラス2に向けての日米の協議が今真つ最中、なかなか溝も埋まらない点もあるやに報道を聞いておりますが、それぞれ今状況としてお話しただけのことがあるならば、一言ずつ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 今、日米間で精力的な協議を行つてゐる最中でありまして、今日、明日と最終的な調整を今行つてゐるところでございます。今日、明日と最終的な調整を今行つてゐるところでございます。今日、明日と最終的な調整を今行つてゐるところでございます。

どういふ議論をやつてゐるのか、いろいろ報道されてゐることについては一々コメントはいたしませんけれども、普天間の移設先どうするのかというのを中心に、中間的なその報告書全体の姿、内容についても議論を行つてゐる最中ということで、内容にわたる部分については、大変恐縮でございますが、詳細は控えさせていただきますと思ひます。

○三浦一水君 防衛庁長官、あります。

○国務大臣(大野功統君) まず申し上げたいのは、今回の米軍再編成というよりもトランスフォーメーションと言つていただきたいと思います。これは二つの問題があると思ひます。一つは、やはり日米双方で協力、共同しながらこの日本の安全保障、周辺の安全と平和を守つていくという、質的にやはり強化、改善していかなきゃいけない、こういう面があつて、それを支えるためにどういふふうによつていくか。この二つの

面があるんですが、世間では往々にして基地問題を
を中心に取り上げられておりますけれども、私
は、第一の側面というのをもう少し議論してい
かなきゃいけないし、我々も考えていかなきゃい
けないと思っております。

今、町村外務大臣からお話がありましたとお
り、若干の問題は残っております。その詰めを今
日中にやっつけなければいけないという問題が
ありますけれども、やはり一番大きな問題はあの
普天間の問題であります。

この普天間の問題は、苦渋の選択の結果、辺野
古沖ということになりました、この問題詳しくも
う申しませんけれども、やはりその建設をしてい
くプロセスの中で順調にいったと困る。そう
すると、早く普天間の移設をしなければこれは普
天間周辺の住民の皆さんに大変な御迷惑をお掛け
するということで、今いろいろな議論が行われて
いる。そのことを今外務大臣から御説明されてい
ただきましたけれども、私は、お互いに調査も
し、それから十分議論もし、だんだんだんだん理
解はお互いにしてきていっているように思っており
ます。

最大限の努力を払って合意点を見付けていき
たいと思っておりますけれども、まだ予断は許さ
れない状況でございます。

○三浦一水君 法案に関する質問に入りたいと思
います。テロ対策特措法の運用を踏まえて、自
衛隊の組織、人員整備について防衛庁長官にお尋
ねをしたいと思います。

今回のこの海上のテロ活動防止という観点で
は、我が国の自衛隊も大きな活躍をしてきた
と、私もその認識と評価をするものであります
が、C130輸送機でヘリコプターを輸送した
り、あるいは政府専用機も先日熊本から第八次
の支援群が発発をしまして、それも専用機だっ
た。ただ、二機しかないというような状況であ
ると伺っております。

今回のこの活動で大きな成果を上げながらも、
機材、組織、装備については若干の不足もあるん

ではないか、その辺の見直しは防衛庁長官、ど
うにお考えでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) まず一つは、昨年の新
しい防衛大綱にも明快に書いてありますとおり、
一つは多機能、弾力的な実効性のある防衛力とい
う問題があります。それからもう一つは、これは
大きな新しい要素でございますけれども、国際安
全保障環境を改善していこう、そのためにはやは
り、例えば身近な例で言いますと、パキスタン
の地震に際しましての緊急援助活動でございます
が、こういう場合に、やはり一つは的確な情報
が速やかに届いてくること、それから相手国の要請
があること、そしてもう一つの要素として、やっ
ぱり今、三浦先生がおっしゃったとおり、我が国
の装備がそれに対応できるかどうかと、こういう
問題がありまして、私はやはり、今回のパキスタ
ンへ行く、派遣する場合におきましても、通常の
計算ですと三泊四日掛けて行かないとC130が
行けないと、こういう状態なんですね。これを何
とか無理を自衛隊、自衛隊の皆さんに検討して
もらいまして二泊三日で行ってもらいましたけれ
ども、二泊三日というのも本当に緊急な場合の救
活動としては長過ぎる。だから、これを短くする
ためには先生おっしゃるような足の長い輸送機を
やっぱり考えていかなきゃいけない、こういう意
味で今検討をさせていただいておりますけれども、
正におっしゃるような問題点、確かにありま
す。そういう点を今後解決していかなきゃいけ
ないということで真剣に取り組んでおります。

○三浦一水君 今、自衛隊の活動の大きな国際
的な評価の中で、今後のその機会というものは増
大することを我々は想定をしながら、また国際
的な責任を果たす必要があると思っております。
直しを私は要望としてお願いを申し上げたいとい
うふうに思います。

○国務大臣(大野功統君) 大変有り難い評価を
いただきましてありがとうございます。
私、感じますのは、国際緊急援助活動の分野に
おきましては日本は世界で一番進んでいるんじや

ないか、こういう自負心を私持っております。例
えば、そういう要員を常時備えている、三百人ば
かりですね、いつでも派遣できるように予防注射
までしてきちっと対応、待機しているわけであ
ね。こういう国というのはなかなかありません。
行動、活動は常に迅速であるという意味でもこれ
は誇れる面があります。

ただ、先生御指摘のとおり、例えばロシアの潜
水艦がカムチャツカ沖で網に、ロープに引っ掛
かって浮上できなくなった、このときはいち早く
日本の海上自衛隊が行動を起こしたんですけれど
も、到着したのはイギリスが早かったと。これは
本当に残念なことでもあります。そういう意味で、
私は、日本がむしろリーダーをして国際的なそう
い活動をお互いに考えていこう、こういう場をど
んどんどん設けていきたい、そして先生の
おっしゃるような方向で真剣に検討をしていかな
きゃいけないと思っております。

○三浦一水君 細田官房長官がお見えになったよ
うですから、早速質問をさせていただきたいと思
います。

私は、基本的にこのテロ対策特措法の延長には
賛成であります。そのことは基本であります。が、
今世界の状況というのは、ロンドンの地下鉄の事
件におきましてもバリ島の相次ぐ爆破事件におき
ましても、これはテロの行為というものは決して
我が国が意図したとおり世界の中でいい方向に導
いているとは言えない状況ではないかと思ってい
ます。我が国がその協力の輪の中で求められるこ
とも非常に大きいものがあるという認識をしてお
ります。一方で、もう既にこのテロ対策特措法に
つきましては四年間を経過しております。そして
また、最近のこれらの状況に對しましては適用の
対象、適用範囲の問題について検討すべき課題も
新たに抱えてきているんじゃないかというふうな
認識を持っております。

そういう中では、私は、自衛隊の海外派遣に関
する一つの恒久法の検討は、多数意見があります

ように私もそれは必要だという考え方を持ってい
ります。既に検討も進められているということも
仄聞をするところでございますが、細田官房長
官、また大野防衛庁長官にその状況をお知らせ
をいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(細田博之君) 今御指摘のように、
国際テロ等の様々な形での発生がございまして、緊
急に対応をしなければならぬケースもあると。
我が国はこれまで、事が起きますとそれぞれ
また法律をお願いいたしました。最初のPKO
等のときにはたしか相当な審議も長時間を要して
賛成反対、大議論をして決めたような記憶があり
ますけれども、これだけ国際情勢も変化し、テロ
が多様化してきますと、何とか機動的に対応でき
るということも非常に必要なんじゃないかとい
うこと。あるいは、自衛隊の活動におきましても、
海外でこれまで非常に立派に活動もしてきたとい
う実績も積み上がってきているわけございま
す。

我が国としては、このような国際平和協力とい
うものの一般化と申しますか、何とか一般法を
作って、そして恒久法として案件ごとにきちと
直ちに速やかに対応できるようにすべきではない
かという議論がございまして、政府には、国際平
和協力懇談会、そしてまた安全保障と防衛力に對
する懇談会、それぞれいゆる明石懇談会とか、
その後は荒木座長にお願いした懇談会等で議論
をしましてまいりました。

これは国会でのこれまでの非常に様々な紆余曲
折の御議論とも関係があるし、政府だけでこれ
いいんじゃないかというよりは、政府、与党間
でもよく協議をすべきです。野党にもそれぞれの
お考えがあると思っております。ここで議論が収束
してきて何らかの機運といいますかね、臨機応変
に対応できるということが望ましいという機運が
盛り上がることを期待しておるわけございま
す。そういう意味では、内々の検討はいたしてお
るわけでございますが、また立法院との今後の
様々な形での意見交換も必要であると、こう考え

ております。

○国務大臣(大野功統君) 細田官房長官がお述べになったとおりでございますけれども、やはり今の国際安全保障環境を考えると、言わば国益のための戦いというのはなくなつたわけじゃありませんが、むしろそれよりもジャスティア・イニシアティブとか、テロのように、国際社会が協力してこの追放をしていかなきゃいけない、このような正当性に基づいて行動する、こういう要請があると思います。

そのためには、国際的な活動がますます要請されますし、新しい防衛大綱にも書いてありますとおり、やはり世界の平和は日本の平和なんだと、こういう認識が高まってきたような感じがございします。そのときに、官房長官もおっしゃいましたが、一々新しい事態に対して法律を作つて行動する、大変スピードが落ちてくるわけでありす。そういう観点から、一般法ということも十分御議論をいただきたい。

しかし、そのときに私は忘れてはならない問題点が、第一には、やはりこれまでのような、自衛隊の行動というのは言わばこれはやっていいですよというポジリストで書くのか、これは絶対やってはいけませんというネガリストで書くのか。これは絶対やってはいけませんというネガリストで書いてもらって、あとは国会のシビリアンコントロール、あるいは防衛庁長官、内閣総理大臣のシビリアンコントロール。このシビリアンコントロールというのとはもう民主主義社会では一番大事なことで、やっぱりネガリスト、そして二番目には、二番目というか、一番がシビリアンコントロール、そして次にネガリストで規制してもらおう。そして、三番目の問題点としてはやはり憲法上の問題があります。武力行使と一体となつてはならない、武力行使をしてはならない、集団的自衛権の解釈をどう、集団的自衛権の問題をどう考えるんだ、こういう問題を十分国会で議論をしていただいて、できる限り、今内閣官房でまとめたいだいておられますけれども、国会で十分御議

論をいただいて、今申し上げたようなラインで集約していただければ大変自衛隊としても国際活動にもっともっと貢献できるんじゃないか、こんなふうに考えております。

○三浦一水君 この点は御要請にしたいと思いますが、先般、熊本から行きました第八次の支援群の中、隊員の言葉としてありました、自分の覚悟はできている、決意はある、万のときには家族はどうなるんだというやっぱり心配は率直に皆が持たれていることだというふうに思います。

また、カルザイ大統領も非常に評価をされております。DDR活動につきまして、アフガンの、先般、参考人の御意見を様々聞かせていただきました。現場の指揮を執られた方が、日本が本当に支援できる国とは思えないという、そういうジレンマを持ちながら活動に当たつたという苦労話を聞かせていただきました。この辺は本当に我が国は基本的により整理をしていくべきところじゃないだろうかと、喫緊の課題であると認識をしております。それから、喫緊の課題であるとお聞き申し上げたいと思います。

外務大臣にお尋ねしたいと思います。テロにつきましては本当に難しい対応が求められております。国際社会でありますけれども、やっぱりテロの一つの原因として、貧困の問題というのは国際社会がまた認識する問題ではなからうかというふうにも思っております。そういう中で、我が国の外交として、ODAの展開がよりこの貧困地域の解決につながるような、そういうことができれば、より一歩進んでできるものならば、国民のODAに対する評価というものはより高まるのであろうというふうな認識を持ちます。外務大臣のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 今委員お触れになりましたテロの発生する要因、原因、いろいろあるんだらうと思ひます。宗教、民族、地域対立などなどがあるんだらうと思ひますが、今委員が言われた貧困というの、貧困があれば必ずテロが発生するということではないんでしょうが、大きな背

景としては一つ指摘できる、指摘しなければならぬ大きなファクターであろうと、こう思っております。したがって、日本のODAというもののいろいろな目的があるわけですが、今言った貧困の撲滅、それによるテロの発生する背景をできるだけ緩和をしていくという意味でODAというものも重要な役割を担っていると、こう思ひます。

この貧困の削減については、日本もそうですけれども、国際的にもいわゆる国連のミレニアム開発目標というものがございまして、その内容は非常に幅広く、教育から保健衛生から様々な内容が入っておりますけれども、もとより、それぞれの国における経済発展をどうやって図っていくのかということもそのミレニアム開発目標の大きな柱になっております。そうした観点を踏まえながら、日本もODAの活用ということをやつてきて

いるところであります。御承知のようから、昨今、大変に財政的な制約が厳しいものから、ODAそのものもこのところ数年間減少がございしますが、先般のグリーン・イグレス・サミット等を始めとして、あるいはこの間の国連総会、特別首脳総会でも、小泉総理が述べられましたように、今後、百億ドルぐらい増加していくのではないかと、あるいはアフリカ向けには向こう三年間で支援を倍増していくことといったような積極的な対応をやつていく。その必要性というのは、今、正に委員御指摘のテロの発生

の原因であるところの貧困の撲滅に日本としても積極的に寄与していきたい、そういう考えでございます。三浦一水君 続いて外務大臣にお尋ねしたいんですが、ちよつと法案を離れます。

○三浦一水君 常任理事国入りの問題につきましては、様々な努力をいただいておりますことに敬意を表したいと思ひますが、G4の決議案が採択に至らなかったということは、私としても誠に残念な思ひがするわけでありす。ただ、総理もおっしゃつたように、今後に対する意欲というものは全くうせて

いない、私ももうそう願ひたいというふうに感じております。

アナン事務総長は、安保理改革あるいは人権理事会ですか、それから平和構築委員会の創設等、国連改革について文書を示されたというふうに向つております。改めて、外務大臣はセカンドステージという位置付けもなさつていらっしゃるようですが、どのような努力と工夫を今後重ねていかれるのか、国連分担金の見直し問題も踏まえてお話をいただければと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 去年の九月の国連総会で小泉総理が安保理常任入りの強い意欲を示され、その場でG4というものを結成をし、言わば日本が音頭を取る形でこの一年運動を進めてまいりました。言うならば、例えがいかどうか分かりませんが、山に登るとき、一年前はまだふもとを歩いていたような状態だったと思ひます。この一年掛けていろいろな活動をした結果、ある種のベースキャンプができたのかなと、こう思つております。これから、ある意味では、それは一遍に登山で、頂上に至ればよかったんですが、これだけ難しい問題ですからそうはいかなかったと。しかし、私は着実なベースキャンプはできたのではないだろうか。そういう意味で、第一ステージが終わり、これから第二ステージが始まるというふうな位置付けをしているわけでございます。

先般の国連総会でも、成果文書というものが首脳間で取りまとめられまして、その中に、今お触れになったアナン事務総長の発言も含めて、安保理改革を国連改革の不可欠な要素である、というふうな位置付けをし、本年末までに国連総会が進捗状況のレビューを行うというふうな記述をされております。このことによりまして、安保理改革これでもう全部終わったとか、そういうことではなくて、依然として国際社会全体で一定のモーメンタムを保ちながら今後とも議論をし結論を得ていくという動きに今なつていいるだろうと、こう思ひます。

じゃ、どうやって具体的に今後それを実現するのかということでありませうけれども、一つは、これまで一年間案いてきたG4との結束というものもあるわけでありまして、それは大切にしていこうと思っております。ただ、その境界といえましょうか、制約も実際にあったわけございいますから、それだけというわけには多分いかないんだらうと。またどまりが余りよくないわけでありませうけれども、やっぱりアフリカ諸国との連携も今後保ちながら、また同時に、アメリカあるいは中国といった現在の常任理事国の理解も十分得るための外交努力もしなければいけないし、またコーヒークラブと言われているグループの人たちとも今後はより積極的な対話を進めていくという中から答えを得ていかなければいけないんだらうと、こう思っております。そういう意味で、今後とも積極的な外交努力を傾注をしていきたいと思っております。

国連分担金のことにお触れをいただきました。これは直接、安保理改革と私も関連付けているわけではございませんで、この分担金問題はもう今から数年前に、河野外務大臣の時代から、この日本の負担割合というのは公平かつ公正なものではないのではないかとという問題提起をし、現に、わずかな割合でありますけれども日本の負担割合は多少は下がっております。しかし、依然としてアメリカ以外の常任理事国四か国の合計が一五％、日本が単独で一・五％というのはいかに公平かつ公正とは言えないのではないかとということで、来年の末までこの分担率の交渉が行われるわけでございます。その際、日本としては積極的にこの交渉に参画をしていって、やっぱり国民の皆さん方の税金でこれ賄っているわけございいますから、国民の皆さん方が、まあ、なるほどこのくらいを負担するのはやっぱり日本として当然であらうと御理解をいただけるような算定方式の見直しに取り組んでいきたいと考えております。

○三浦一水君 今日、委員会として九十分を超える時間を割愛しまして、両省の2プラス2に臨

む事前協議に時間を取っていただきたいという配慮を委員会としております。私も二十分割愛をさせていただきます。

最後の質問を外務大臣にしたいと思いますが、日朝平壤宣言というものは、もう非常に私は我が国外交の成果であると最大の評価をしてきております。その中で、日朝のこの二国間協議が中断されたままというのは、我が国にとってこれは最大の残念なことではないかというふうに思っております。

それに関連しまして、六か国協議と、この今再開を、見通しが立ちつつある日朝協議ですね、これのそれぞれ位置付けはどういうふうに関連付けて外務省としてお考えなのか、それを一つお尋ねをしたいと思います。それから、もう中身は申しませんが、この日朝協議の再開の見通しについても併せてお答えいただければと思います。

○国務大臣(町村信孝君) 六者会合、御承知のように、主たるテーマは北朝鮮の核の問題ということでございまして、先般の九月の会合に引き続いて十一月前半にはこれがまた開かれるということで、具体的な核廃棄に向けての手順であるとか、それをどう検証するか、その検証の枠組みなどについて議論をしていくのが次回会合であらうと。したがって、核のない、核兵器のない朝鮮半島というものを最終目的にしてこの六者協議が行われるというところであらうと思っております。

じゃ、日朝関係ではどういうことになっているかというところ、これは御承知のように、平壤宣言の中にも触れられておりますように、核の問題はもとよりであります。ミサイル、拉致といった問題についても日朝間の諸懸案の解決を図っていく、その上で過去の清算など幅広い論点について議論をしながら最終的には日朝間の国交正常化に持っていきたいと、こういうことでございまして。したがって、この核という面においては当然、ダブルと申しますか、それぞれが関連を持ちながらこれは進められていくということであらうと思っております。

日朝の話し合いがいつ行われるのかと。これもいろいろな報道が今流されておりますけれども、北京を中心いろいろな事務的なやり取りをやっております。できるだけ早いうちに、具体的に言えば六者協議の始まる前には日朝間の話し合いが再開できるようにということで今詰めをやっていくところでございまして、開催の方向でいろいろ努力中ということでございまして。

○三浦一水君 日朝間の協議につきましては、それが包括的であると、拉致の問題も核開発の問題も含む、ミサイルの問題も含む、これは本當に、そして経済協力の在り方と。これでもって私は日朝間の実態的な話し合いは進められるというふうにしていく国として、人口的に見ましてもそんな大きな国じゃない。二千三百万というの、中国国内で一年間に人口増加が一千万あるそうですから、北朝鮮一か国が、ほぼそれに相当するものが中国国内で生まれつつあるという状況でしょうから、是非、そのスケールというものをしっかりとらみながら実態的な協議を進めていただきたいと御要望申し上げます。質問を終わります。

○大塚直史君 民主党・新緑風会の大塚直史です。先ほど三浦委員の方からお話がございましたように、先週、当外交防衛委員会参考人を招致をいたしまして、アフガニスタンあるいは東チモール現場で長年にわたってDDRを中心とした現場の活動をしている伊勢崎教授をお招きしてお話を伺ったところでございまして。

痛感いたしますのは、現場の活動というものはやっぱりNGOの人たちが非常に大きな力を持ってやっておられると。しかも、ジャパン・ブラットフォームを中心として、本当に我々の目に見えないところで随分頑張っておられるんだなということを実感いたしました。

今日はそうした、先ほど来防衛庁長官からもお話を伺ったが、今問題になっているシビリアンコントロールあるいはネガリストを作っていく、

あるいは憲法の制約上で一体これからどういう平和の定着、平和構築という活動に我が国が参加できるかというこの視点の中で、NGOやあるいは義勇兵として国連関係機関やあるいは米軍の下請機関などに参加をしている日本人の視点から今日は質問させていただきたいと思っております。

まず第一点目としまして、外務省の資料によりますと、今年の九月現在でアフガニスタンにおける治安の改善のためにDDRで使われている資金が一億五千万ドルという資料が手元にあるんですが、まずこの内訳を教えてください。

○政府参考人(佐藤重和君) ただいまお話がございましたように、アフガニスタンにおける治安の改善のために、我が国としてはそのDDRの活動に向けてということで約一億五千万ドルを拠出をいたしております。

その内訳といたしましては、我が国と、国連の開発計画、UNDPがその作成を、DDRの実施計画を作成しておりますそのプログラムに対して約九千万ドル。それから、除隊兵士の雇用促進のためにアフガニスタン政府が策定をいたしました緊急雇用プログラムというものがございまして、このプログラムに対して世銀の日本社会開発基金から約千五百万ドル。合わせて、現在までに一億五千万ドルを拠出をいたしているという状況にございます。

○大塚直史君 ということは、このDDRの資金というものは国連関係機関あるいは関連NGOに対して拠出されていると考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(佐藤重和君) 今申し上げましたように、基本的にそうした機関を通じて拠出をされているということでございます。

○大塚直史君 今伺いたいのは、こうした実質としては危険地帯で活動しているNGOや国連関係機関に拠出をされていると。それでは、そういうところで働いている日本人の人たちに対するいろいろな補償、傷害保険ですとかあるいは何か起こったときの緊急避難ですとか、こういうこと

に対する十分な手当てがなされていないというよう
な指摘を参考人から先般いただいたんですが、
まず戦時特約傷害保険費用と、要するに危ない
ところに行くというときにはなりやすと通常の海外旅
行保険ではまずカバーされない、申し込んで
断られてしまうというようなことがあるように
ですが、その辺に対する、NGOで働く人たちに
対する補助というのは政府としては考えておら
れるんでしょうか。

○政府参考人(佐藤重和君) 私どもは、日本のN
GOに対して政府資金を活用して活動の支援を
行っているわけですが、そうしたNGO
の方々が各地域で支援活動を行うという場合に、
通常は海外旅行の傷害保険というものを付保し
てその部分についても補助をさせていただくとい
うことになっておるわけですが、ただいま
お話がございましたような非常に危険な地域で活
動を行う、あるいは非常に危険な活動に従事す
るといった場合には、その通常の海外傷害保険でカ
バーをされないというようになります。そうした
場合にはそうしたNGOの、当該NGOの方々か
らそういう状況について説明を受けて、その
上で、通常の保険がカバーをされないという場
合には私どもの方から、政府資金の方からこの戦
時特約傷害保険料というものを補助をさせてい
たいと考えています。

○大塚直史君 ということは、日本政府として戦
時特約傷害保険料のようなものはこれからもNG
Oの人たちに対しては補助をしていくと、そうい
う方針であるというふうに理解してよろしいん
でしょうか。

○政府参考人(佐藤重和君) おっしゃられるとお
り、これまでも補助をいたしてきておりますが、
今後ともそうした補助を行っていくと考えてござ
います。

○大塚直史君 実は今日、今朝ですね、これいた
だいた資料なんですけど、平成十八年度の外務省
の予算概算要求が今手元にございます。その中
で、これ今朝もらったものですから質問通告して

ないんですけど、過酷な勤務環境への対応とい
うことで、これは外務省の職員だけに対する対応な
んですが、特殊勤務手当、危険地加算等、これを
予算要求をする。この危険地加算というものはど
の地域かというところ、取りあえずイラクとアフガ
ンのみだということがここに書いてあるんですが、
これは当然ながらNGOもこの中に入るとい
う考えでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(佐藤重和君) その危険地加算とい
うのは、恐らく通常のいわゆる、何とい
か、手当に対する、まあ手当の加算ということだ
と思いますが、私どもとしては、NGOに対して
は先ほども申し上げたようにその活動の事業
費を支援をいたしておるということでございま
し、そうした事業が危険なところで行われるとい
う場合には、先ほど申し上げたような通常の保険
でカバーされない部分について支援をさせていただ
くということとございまして、これは例えば、
イラク、アフガンに限らず、これまでも例えばリ
ベリアといったようなところで緊急人道支援活動
を行うNGOに対して先ほどのような戦争特約傷
害保険といったようなものを支援をさせていただ
いて、そうした形で危険な地域、通常の保険で
カバーされないような地域においてNGOの方
々がそういう活動を行うに際しては私どもとして支
援を行っていくということでございます。

○大塚直史君 これは非常に大事な問題だと思
うんですけど、これだけNGOの人たちに頼らざる
を得ないという状況の中で、この人たちが本当に安
心してこういう危険な地域に行っていくことを
できるかどうかという問題です。

今、通常の旅行傷害保険ではカバーできない部
分を補助していくというお話ありましたけれど
も、現地のレポートを多少なりとも読んでみま
すと、一番心配といいますか、カバーされない部分
で、例えば帰ってきた後にPTSDにかかる人が
いると、あるいはリスクの中で一番怖いのは現地
での交通事故によるけが、あるいは現地では例え
ば急いで車両で行ったときに現地の例えば子ども

はねてしまったと、そういうときに一体、じゃそ
うでいう形ではフォローした方がいいのか。日本
と同じようにすぐ降りて子供の救援をするのか、
あるいは身の危険を避けるためにそのままそこを
退避すべきなのか、そうしたときに、それじゃ一
体その補償はどういうふうにするのか等々、ある
いは予期し得ないような病氣、衛生の問題等々、
そういうことはカバーされるんでしょうか。

○政府参考人(佐藤重和君) 私も、今先生御指摘
のような個々の具体的な問題について、どの場合
にカバーをされてどの場合にカバーをされないとい
うのを、ちょっとここでそれぞれについてお答
えが、確たるお答えはできないわけですが、
私どもとしてはNGOの方々、多くのNGO
の方々、また正にそういった非常に過酷な状況の
下で活動される、かつそうした方々、そうした特
殊な状況にある、地域の状況であるとか条件とい
うものについてはかなりの皆さん経験をお持ちな
わけでございますけれども、私ども頻りにこうし
たNGOの方々と連絡を取らせていただいており
ますけれども、そうした活動状況に即応してでき
るだけ私どもとしても支援をしていきたいと思
いますし、また、今お話がございましたような具
体的事例、こういった場合にはどうなるかというよ
うな問題についても、NGOの方々と緊密に連絡
を取ってできるだけ体制を整えていきたいとい
うふうに考えております。

○大塚直史君 その具体的な事例、もう一つ申し
上げますと、参考人からも話があつたんですが、
現地で働いていて事態が急変した場合、緊急避難
をしなきゃいけないというときに、例えば専用機
を使うということになりますと、NGOの場合は
専用機を使ったときに後から請求書が来るという
話が出たんですが、それはそれとおりでよろしい
んでしょうか。

○政府参考人(佐藤重和君) 私、一般に邦人の方
が避難をされるときにはいろいろな形で専用機を
使ったりして避難をされるということになるんだ
ろうと思いますが、今おっしゃられたその具体的

な事例につきまして、NGOの方々が御負担をさ
れたかどうかと、あるいはどういう場合にその負
担をお願いするかということにつきまして、済
みません、私、具体的な事例についてちょっと承
知をいたしておりません。

○大塚直史君 それは大変に大事なことです
で、少なくともこちら側が首頭を取っていいま
すか、ジャバ・プラットフォーム等々を通じ
て、実際の活動の手足となつてやっていたとい
う立場ですから、そこは個々の事例一つ一つき
ちんと把握していただきたいと思っています。

その上で、このアフガニスタンで働いている日
本人の数というのを把握されているでしょうか。
○政府参考人(吉川元偉君) 大塚先生の今のお尋
ねは、アフガニスタンにおいて活動する日本人の
NGOの数ということでございましょうか、それ
とも日本人の、邦人全体の数でございましょう
か。

○大塚直史君 NGOの数でお願いします。

○政府参考人(吉川元偉君) 十月の十七日に、定
期的に調査をやっておるんですが、最近の調査で
あります十月の十七日の時点で、アフガニスタン
において活動しております日本人のNGOの関
係者のうち、我が方の日本大使館が把握して
おります数、これは三か月以上滞っておられる方
が、その数は四十一名でございます。これに加
えて、短期の出張者の方もおられると見られま
すが、その数は私ども把握しておりません。

以上でございます。

○大塚直史君 把握していない人たちの数はどの
ぐらいおられるとお考えになりますか。

○政府参考人(吉川元偉君) 大きいところでは、
井戸掘りをしてありますベシヤワール会ですと
か、ピースウィンズ・ジャパンであるとか、J
E Nとか、割合NGOの世界では有名な団体で
ございます。それぞれ、私どもの方に入ってくる情
報だけでは、短期でどのくらいの方が行ったり
来たりしておられるのか、残念ながらその点の把
握はできておりません。私、大使館が把握してお

りますのは、一定期間以上おられる方について登録をしていただいて、そういう格好で把握している数字、これが四十一名ということですが、多分、同じぐらいの数の人が行ったり来たりはしているのではないかとこのように見ております。

○大塚直史君 これは財団法人オイスカという、主務官庁、外務省、農水省、経産省、厚生労働省の財団法人の作ったこれ資料なんですけれども、二〇〇四年時点で、中近東のいくくりなんです、ここで一万八千七百人のNGO関係者がおられると。一万八千四百人と四十数人というのは余りにも開きがあると思うんですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

○政府参考人(吉川元偉君) 大塚先生今御指摘のオイスカの資料、ちよっと手元に持っておりますが、アフガニスタンの状況について若干の補足をさせていただきますと、今年の九月に先生御存じのように議会の選挙がございました。昨年の十月の大統領選挙に続く選挙でありましたけれども、先回の例を参考にして、選挙の直前には不測のいろいろなテロ事件が起きたりということが予想されたこともあって、日本政府の援助の関係者、それから同じようなことは各NGOでもおやりになったと思いますが、言ってみれば、不要不急の要員については休暇の時期を選挙の直前に合わせるというような形でかなりの数の方が外に出られました。一時は百五十人ぐらいおりました援助の関係者が三分の一ぐらいになっておりました。それが最近、この十月の末ぐらい、後半ぐらいから徐々に現地に戻りつつありますので、この数、さつき申し上げた数字も増えているんだと思います。

ただ、先生おっしゃったように、一万八千数百人と、日本人のアフガニスタン四十一人、えらい違うじゃないかと、これは大きい違いがあると思います。ただ、それがアフガニスタンに数千人規模の方がいらしたというところはございませうし、これまでも援助の関係者、多くても百五十人程度というのが我々の理解している数でござい

ます。

○大塚直史君 これ、ジャパン・プラットフォームの資料を今手元に持っているんですが、政府資金援助を受けただけでも十団体、現在ですね、民間寄附金助成を受けた八団体、そして民間寄附金助成を受けたのが二団体と、合計で今二十団体が活動しているわけですね。しかも、DDRの責任者として派遣をされた伊勢崎さんも元々NGOの方でありました。

私が申し上げたいのは、この概算、予算請求にいたしましたも、余りにも日本からの視点が強過ぎる。現地で実際に働いているのはこういう言わばこちらから見えない人たちがあつて、この人たちにに対する安心して働けるような環境というのは是非つくっていただきたいというふうに思います。

質問を変えます。

国連のUNAMA、こちらでは今年の十月現在、二百十一名の国際スタッフが働いております。そのうち日本国籍を持つ者は何名なのか、また戦時特約傷害保険及び労災は担保されているのか、お答えください。

○政府参考人(遠藤善久君) お答え申し上げます。

先生御指摘のUNAMAにおける日本人職員の件でございますが、UNAMAに現在所属する国際職員の中で日本国籍を有する方は一名と承知しておりますが、その本人に対して個別にどのような国連としての手当てがなされているかにつきましては、個人情報でもあり差し控えたいと思いますが、一般的に国連職員には死亡・傷害時の保険も含め労災体系が整備されており、また危険な状況が存在する任地では危険手当が支払われると承知しております。

○大塚直史君 これ、外務大臣の御所見をお伺いしたいんですけれども、こうした危険地域に派遣をする、あるいは依頼をする場合に、国連の基準というよりも、我が国独自のやっぱり現地の聞き取り調査を行った上での一つの基準が必要だと思

うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) ちよっと今必ずしもよく理解できなかった、基準というのはあれですか、傷害保険等の独自の基準を持つべきではないかというお考えでしょうか。

これは、国連職員は国連としての独自の体系とこのものがあつて、それでやってもらえるから、それはそれで自己完結的でないだろうと思ひますが、国連職員でない、先ほど来お話のあつたNGO等に対するものということなんでしょうけれども、まあこれはいろいろな傷害保険、それぞれの民間がやっておられるんでしようから、それについて政府がまた何か独自の基準を作るといふのがそれになじむのかどうか、ちよっと私には正直言つてびんごなところがございますですね。

○大塚直史君 平和の定着と国づくりという、前川口順子外務大臣が東京会議のときに非常に内容の濃い宣言をされました、それに基づいてこのDDR等を行ってきたわけでありまして。

そうした中であつて、もちろん国内にある、あるいは目が非常に行き届く日本の大使館員に対しての手当てというのはもちろんできるんでしようけれども、それ以外の人たちのきめ細かな心理的及び身体的、あるいは残された家族、あるいは職場復帰も含めたサポート体制がない限りは、この日本の提唱している平和の構築、平和の定着といふようなことがやっぱり現場を見ないで突き進んでいってしまうという可能性が非常に大きいと。それを避けるためには、やっぱり現場の意見を常に聞きながら、何しろ安心して行けるんだと。仮に、国連の職員で、というか国連の指揮下で働いている人は一人しかいない、ということとはほとんどの人たちが民間のNGOで行っているわけですね。そういう人たちにとつて非常にこの戦時特約の傷害保険は高い、あるいはカバーされない、そういう不安を抱えたまま、戻ってくる心理的な障害まで出てしまうような中では、とても我が国として積極的に取り組むという立場にはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。我

が国独自のやっぱりサポート体制をしつかり考えていくべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(町村信孝君) 先ほど来、政府委員答弁したように、NGOに対する様々な支援というものは、特にジャパン・プラットフォームですとか、あれができてから充実をさせているんだらうと、こう思つております。ただ、それがすべて十分な政府の支援が行われているかどうかという点については、これは不常に検討、見直しをしていかなければいけないんでしようし、今委員御指摘があつたようなことも含めて、常日ごろ外務省の者とそうしたNGOの方々との接触もあるわけでございますので、そういうお声には常に率直に耳を傾けていきたい、このように考えております。

○大塚直史君 是非、前向きに御検討をお願いしたいと思ひます。

さて、先般、フランスの外人部隊に参加をされ、そして残念なことに亡くなつてしまつたあの齋藤さんの事件がございました。ここでちよっとお尋ねをしたんですが、日本人が他国のこうした外人部隊等々に義勇兵として参加をした場合、あるいは特定機関の指揮下においていふ武力による威嚇又は武力の行使を行つた場合、この場合も憲法九条一項に定める武力による威嚇又は武力の行使に当たるのかどうか、あるいはテロ対策特措法の第二条の基本原則で禁じている非戦闘地域での活動にそれでも当たつてしまふのかどうかというところをお尋ねいたします。

あの、ちよっと人数が少いようですので、質問をやめさせていただきます。

○委員長(林芳正君) 速記を止めてください。
〔午前十一時五十八分速記中止〕
〔午前十一時十分速記開始〕

○委員長(林芳正君) 速記を起してください。

○大塚直史君 質問をもう一度繰り返しますよ、いいですか。

○国務大臣(細田博之君) 憲法上の問題は法制局

からも申し上げると思いますが、テロ対策特措法の第二条三項というのは、我が国政府が同法に基づいて行う対応措置について、いわゆる非戦闘地域において実施するという基本原則を定めているわけでございます。したがって、この法律あるいはほかの法律が議論されるときに常に議論になっているのは、政府が例えば自衛隊を派遣する、その政府の行為について憲法上どうかと、こういう議論が行われながら立法されてきたことは御承知のとおりであります。

他方、御指摘のような、個人が自らの資格、能力において行う活動については、これは我が国政府がテロ対策特措法に基づいて行う対応措置には該当しないということから、当該基本原則が適用されることはございません。

ただ、望ましいかどうかということについては言え、イラクの場合においては、日本人に対しては入らないようにという通達も出しておるわけでございます。そういう中で齋藤さんのような例が出て、しかも大変な被害を受けたというお亡くなりになったということは、言わば初めての経験であったわけでございます。これはむしろ法律の問題としてでなく、一般論としてどのように我が国国籍を持つ人たちに周知徹底するかという問題だと思っております。この法律上はその原則は適用されないと、こういうことでございます。

○大塚直史君 じゃ、もう一度確認しますが、日本人であつても他国の言わば義勇軍に自由意思をもって参加する場合、あるいは国連関連機関等々で日本の政府とは関係ない指揮権の下で危険地域やあるいは武力の威嚇等を行う場合であつても九条一項には触れないという理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(横島裕介君) お答えいたします。一般論として申し上げますが、憲法第九条に言う武力による威嚇又は武力の行使というものは我が国の行為として行われるものを言うものであり、そのことを踏まえ、我が国の国民が外国の軍隊等の武力の行使に参加するなどの行為に

ついては、そのことについて我が国の国家としての意思の介在がなく、専らその国民の自由意思に基づいてなされるものであれば、憲法第九条との関係で問題が生ずることはないものと考えております。

○大塚直史君 これは冒頭の、憲法上の制約の下で我が国が実態として現地でいかに活動をしていくかと、平和の定着に我が国が実態としてどういう貢献ができるかという視点から見ますと、非常に大事なことだと思ふんです。

防衛庁長官にお伺いします。

この平和の定着あるいは平和構築のために、平和目的で軍事組織を出すということは、これは絶対に必要なんではないでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 軍事組織、軍隊、あるいは自衛隊というのは実力組織でございますから、これは私はやはり相手側の要請がなければやってはならない行為である……

○大塚直史君 いや、要請でなくて、必要か必要ではないかということなんです。

○国務大臣(大野功統君) という問題が一つ。しかし、必要か必要でないかという問題の前にそういう問題があるということをまず申し上げたいと思います。

必要であるのかないのか。これはやはりその事態ごとに考えていかなきゃいけない問題であらうかとは思ひます。しかしながら、この問題はやはり、国連憲章でうたわれているような理念の問題、それから憲法で、日本国憲法で明記されているような問題、様々な角度から検討をしていかなきゃいけないと思ひます。

私は、どういう意味で軍事的な行動を国際的に派遣して、軍隊を国際的に派遣していかなきゃいけないかという御質問があつたのか、ちよつとその背景は分かりませんが、国際的な派遣といった場合に、まず私は国際協力という面であつてみたいと思ひます。それでよろしいですか。そうなりますと、やはり国連憲章との関連から検証をしていかなきゃいけないんでありますけれども、国連憲章というのは、その理念として、国際的な平和と安全を保持するためには国際協力の理念としてやっぱり集団安全保障という考え方があつてあります。しかし、これは理念として私は評価しますけれども、現実はどうかならうかと、現実で考えてみますと、やはり国連軍という組織はまだできてきがつてない、こういうような問題もあり、集団安全保障が本来予定されていたような形では機能していない、このことはやっぱり考えてみる必要があるんじゃないか、このように思つております。

一方において、憲法の問題あるいは国連憲章の問題から考えても、やはり固有の自衛権あるいは集団的自衛権、こういうものは言わば、日本語では固有の権利というふうに訳されておりますが、本来持つて生まれた、フランス語で言いますと、ドロワナチュレル、自然権だと、こういうふうに言われているわけでございます。私は、そういう意味じゃ、自衛のための行動、こういうものは当然ながら国連憲章と両立して存在すべきものと考えております。

○大塚直史君 質問に答えていただけなかったのもう一度繰り返します。

平和目的で軍事組織を派遣をするということとは、平和構築の目的上必要なんだろうか、必要ないんでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) ケースによりましてけれども、第一、やっぱり相手側の要請ですよ、これ。くだいようですが、そのことは繰り返して申し上げます。

それから、平和目的でやる場合には、やはり国際的な安全保障環境を改善していくという観点からお互いにどういうふうに行動したらいいのであろうか、このことは十分考えて行動すべきだと思つております。それは、先ほど申し上げましたけれども、やはりこれが国益による紛争なのか、あるいはテロのように国際協力の中でやっていかなきゃいけないのか、こういう問題も含めて私は総合的に考えていかなきゃいけないんじゃない

いか。必要か必要でないか、端的に言えるような問題じゃない。その場その場の状況、紛争を未然に防止するという意味、こういうことをすべて考えながらやっていかなきゃいけない問題だと思つています。

○大塚直史君 アフガンの例だけにちよつと限定してお話をさせていただきますが、参考人の話を聞いただけでも、九つの軍閥があり、そしてその軍閥が大砲や戦車を持つておると。そうした中において平和構築、平和の定着、国づくりを行つていく上で軍事組織を平和目的のために派遣することは必要なのか。イエスカノーか、お答えください。

○国務大臣(大野功統君) なかなかイエスカノーかでお答えしにくい問題だと思ひます。

問題点は、先ほど申し上げましたように、国際的な協調の中でその平和の、紛争をいかに防止していくか、紛争防止をいかにやっていくか、予防活動をいかにやっていくか、それから、紛争が起つた場合の後、いかにそこへ平和を根付かせていくか、こういう観点がまずあつて、そのための国際協力の枠組みがあつて、そして相手国が要請して、軍事組織が入つてきてほしいと。こういう要請がなければ、やはり実力組織ですから、相手の領域の中に、領土の中に一方的に派遣する側だけの意思で入るわけにはいかない、これはもう本当に大事なことだと思つています。

○大塚直史君 私は、派遣をするための条件ですとかあるいは法律上の制約とか、そういうことを申し上げているのではなくて、是非、本末転倒にならないような議論をお願いしたいんですが、現場でそういう必要性があるのかどうか。必要性があるということを防衛庁長官が認識しておられないというんだつたらこれはもうしょうがないんですけれども、そうではなくて、いろんな制約がある中でも、現場ではそういう警察力、武力を使つた警察力はこれは絶対に必要であるとか。

例えば、ルワンダの例で言えば、数か月の間に八十万人が虐殺されてしまつたと。現地にいたい

ろんなNGOが武力行使の部隊を、国連軍を何しろ一刻も早く送ってくれといったような事態があった。それに対して国際社会は対応できなかった。虐殺が終わった後にやっと来たというような事態があったわけですね。アフガニスタンにしましても、御存じのようにもうかなり前から、九・一一の前からいろんな活動をしておられる。しかし、そこにやっぱり軍事組織がなければ身の安全も守れないということで、皆さん退避した時期もあったわけですね。

防衛庁長官、もう一回言ってください。必要なんですとか、必要じゃないんですとか、軍事組織は。

○国務大臣(大野功統君) 国際的なそういう国連を中心とする活動が必要かどうかという御質問に限定していいですか。そういう御質問でよろしいんですね。

○大塚直史君 もう一度お願いします。

○国務大臣(大野功統君) それに日本が参加するかどうかという、その質問の焦点をちょっと絞っていただかないと、大変答えにくい問題であります。

と申しますのは、やはり現場においてニーズがどうなっているのか、これはニーズがあるという前提だと思います。そうすると、国際社会がどういうふうなそれを判断していくのか、こういう問題があると思います。それから、現実には相手国がこの実力組織を受け入れるのかどうか、こういう問題があるわけでございます。もし相手国が是非とも入ってくれ、こういうことになりましたと、やっぱりそういう要請があるわけですから、国際社会として十分議論してやっていく。

しかし、その場合に日本の立場というのは、これは余分な話になると思います、先生の質問からすると余分な話になると思いますけれども、日本はそういう治安維持活動等々は、なかなか武力の行使、武力の行使と一体となつてできない、日本でできることは何だろう、こういう観点も一つ、これは先生の質問外の話かもしれませんが、必要だということを私は申し上げて、現実的に申し上げ

げているわけでありまして。

○大塚直史君 平和目的のための軍事組織を出すということが必要だということをおっしゃっていただかないと議論が先に進まないんですけれども、そこは質問を変えます。この辺をあいまいにしていって、どうも神学論争というのか、そういう形になつてしまふんです。必要なんです、現場では。やっぱり現場でどんなにいい活動をしようとしても、身の危険を感じているようではできないと。本当にその辺ははっきりとした議論をしていただきたいと思ひます。

質問の切り口を変えますが、二〇〇二年十一月、ブラハで合意されたNATOの即応部隊、NRFですね、この目的、規模、装備、指揮の方法、展開能力を簡潔に説明してください。

○政府参考人(原田親仁君) ただいま御質問のNATO即応部隊につきましては、NATOの公式発表によりますれば、非戦闘員の退避作戦、人道上の危機、テロとの戦いへの支援作戦などに迅速に対応することを目的として、一個旅団規模の地上部隊を中核とする陸海空の部隊を含む最大二万一千名の統合部隊及び作戦に必要な装備を準備することとなっております。承知しております。

NATO即応部隊の派遣地域につきましては、NATO加盟国地域内及び域外とされており、地理的範囲については限定はされておられません。NATO即応部隊は、NATO作戦連合軍司令部の指揮を受け、命令下達後五日で展開し、三十日間の独立活動を行う能力を有することとされております。

○大塚直史君 これは平和目的で派遣される軍事組織と考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(原田親仁君) 先ほど申しましたように、NATOの発表によりますれば、非戦闘部員の退避作戦、人道上の危機、テロとの戦いへの支援作戦等に対応することになっております。平和と安定のための支援というものは任務に指名されれば、それは可能性としては任務になり得るのではないかと思っております。

○大塚直史君 平和を目的とする軍事組織の派遣をNATOでこれから考えていくということなんですね。

それでは、二〇〇四年の欧州防衛庁あるいは欧州憲兵隊の創設合意について、外務省の御見解をお聞かせください。

○政府参考人(原田親仁君) 御質問の欧州防衛庁及び欧州憲兵隊につきましては、まず、昨年六月のEU対外関係理事会におきまして欧州防衛庁の設立が合意されました。この欧州防衛庁の目的は、各国の欧州安全保障防衛政策に必要な欧州防衛能力の改善努力を支援すること、特に危機管理の分野における防衛能力の開発、欧州防衛力の促進強化、欧州防衛産業及び技術基盤の強化を目的として政策の策定遂行、そして将来の防衛安全保障能力に関する要求にこたえるための研究促進であると承知しております。

さらに、昨年の九月、EU国防相非公式会合におきまして欧州憲兵隊の創設について合意がなされております。欧州憲兵隊というふうには、日本語の訳ではほかに適当な訳がないのですからそのようにしておりますけれども、いわゆるミリタリーポリスといったような機能を果たすというよりは、この欧州憲兵隊は、EUの作戦のみならず、国連、OSCE、NATOの作戦にも参加し、あるいは軍事作戦後の正義や秩序を確保する目的で展開して、組織犯罪への対処のための作戦や地上における非軍事任務の防護を図るために用いられることが想定されております。

これらの組織が創設されたということは、安全保障分野においてもEUの統合が更に深まったと認識しております。

○大塚直史君 この欧州防衛庁の創設あるいは欧州憲兵隊の創設についても、平和目的のために軍事組織を派遣するということが前提と、こう理解してよろしいんですか。

○政府参考人(原田親仁君) お答えします。欧州防衛庁の方は、先ほど申しましたように、防衛能力の開発あるいは研究ということが主目的

でございます。他方、いわゆる欧州憲兵隊につきましては、先ほども申し上げましたけれども、軍事作戦後の正義や秩序を確保するという目的で展開するというところでございますから、平和の定着にも貢献しようという目的が考えられているというふうな考えられます。

○大塚直史君 官房長官にお伺いしたいんですが、この欧州の例に見られるような、平和のために軍事組織を派遣する、そしてそのために地域的な主権の、防衛力に関連する主権の共有というんですかね、ある程度の移譲といえますか、そういうことが今現在進行形で行われているわけですか。

今、この日本がいろいろな制約の中で、国際貢献を求められている中で、一つ、先ほどの質問と関連するんですが、日本国民が自らの自由意思をもって義勇軍に参加する場合、例えば国連の機関、あるいは四十三条、国連憲章四十三条に基づいた正式な国連軍がもしできた場合、日本人がそれに自由意思で参加するとなれば、これは憲法の制約からは、決して憲法の制約されるような行動ではないと理解するんですが、官房長官の御意見いかがでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) 私は、大塚議員がそういう場合に日本も貢献すべきであるというお気持ちにはよく理解できます。そういうこともほとんどん自由でできればいいなとも思います。しかし、これまでの戦後の国会の議論というのは、日本はやはり武力を保有してきちっと対応できるのは自衛隊しかないわけですから、基本的にはですね、民間に武器があるわけでもないし、そういうときに、PKO法とかもうPKFを認めるときとかさんざんいろんな議論をしてきましたけれども、この意思と、正しいと思われる意思と、実際にいろんなことに巻き込まれたり、国際紛争に巻き込まれる危険性というものはかりに掛けていつもネガティブにこれまで対応してきた。それに対しては御党でも、いや、ここそ前向きに考え方を要するべきだという方がおられるというこ

とはよく知っていますけれども、それはやはり一種の立法論だろうという気がしますので、これはよくやっぱり与野党の議論、これからもしていただきたいなど。

だから、趣旨として分かるんですよ。その国に、スーダンであれどこであれ、その国に需要があるじゃないか、日本の国でそこで協力して身を危険にさらしながらやろうとしている人がいるじゃないかと。それを言わば武力的背景で正しく守るだけの国の決意が必要じゃないか、あるいはそのバックに国連が必要じゃないか。様々な議論はあると思いますが、これは私は更に議論をするということが必要な事項だと思います。

○大塚直史君 今日には正にそのところを長官にお尋ねをしたいんですけども、私は個人的にはこのNATOや欧州防衛庁の試みも法律的に言う問題があるんじゃないかと思っているんです。それは、いろんな国がいろんな制約の下でやろうとしていることですから、余り人のことは言う必要はないんですが、日本の場合でいうと、やっぱり今までの一度も締結されたことがなかった国連憲章四十三条の特別協定、これに基づいて日本が平和目的で軍事も含めた貢献ができるような法的な枠組みづくりというのを、具体的に言う特別協定の中身をそろそろ我が国独自で検討する時期だと思っておりますけど、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) それは立法論として深く理解できることであります。もちろん立法府の皆様方の御意見も様々、党によっても違うところがあると思いますが、憲法とも関係すると思いますので、それから、過去の立法が一つずつその場に合わせながらできてくる。アフガンだって結局は九・一一テロ対策で、かつ給油、給水という、まあこれはいろんな経緯がありますけれども、こういうことで対応している。それから、イラクもイラクなりの対応をしているわけでございますけれども、もうちょっと一般化して、我が国が正しく世界の平和に貢献できるような枠組みを

積極的につくれというお声は常にありまして、与党からも野党からも。

ただ、そこは長い歴史と国会での議論を踏まえますと、じゃ行き過ぎちゃいけないとか、単にそんなことを言っているけれども巻き込まれるんじゃないとか、そういうものに我が国は加担する必要はないとか、自衛隊はそこまで権能はないとか、まあいろんな議論がありまして、ここは整理をする必要があると私は考えております。これは行政の方も立法の方も、私は言わば世論のそういった面での方向がそちらに向くことをまず期待する必要があるんじゃないかなと、こう思っております。

○大塚直史君 今お答えいただいた内容、結局のところは武力行使の正当性の問題だと思います。正当でない、いわゆる国際社会が正当だと認めた武力行使でない限りはどんな泥沼に入ってしまうのか分からないわけですから、日本が今憲法九条という制約がある中で必要とされる警察能力を展開しようとするれば、やはりこれは国連憲章四十三条に基づく特別協定を結んでいくという方向性、是非現実的に検討していただきたいんですが、今ちょっと指し示されたので、外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 四十三条というのは国連軍のことを言っておられるんだろうと思います。今までの政府の見解というのは、国連軍はままだとにかくできたことも一度もないし、できる見通しも余りないから、現在研究中だということ以上のことはなかなか言っていないんですが、ただ憲法解釈としては、集団的自衛権を行使することは憲法上許されないの国連軍に自衛隊を参加させることについては憲法上問題が残るところであるがと、こういう答弁をずっと今までやってきたわけでありました。

今、憲法論議は正に活発に行われ、集団的自衛権のことも、正に憲法上明記できることを、それを認めるべきことを憲法上明記すべきであるという議論も一方においてなされ、いやいや、それは

反対だという議論もあるわけでありまして、正にそこが一つの今回の憲法改正の大きなテーマである、こう思っております。

いずれにいたしましても、今委員のお触れになった日本が世界の平和をつくるためにどこまでの活動をやるべきであるかということについては、今官房長官言われたように、これまでの国会議論というのは、あれもいけない、これもいけない、これもいけない、これも引掛かるだろうというところで一杯制約をつくった中で、どれまでができるかということで、こういうある種の、苦肉の策と言ったら表現が不適切かもしれませんが、今こうした様々な活動ができるようにはなっていないんですけども、非常に限定的であることは間違いないと思います。

だから、アフガニスタンでは私は、PRTという活動で、復興をしながら同時に治安維持もやるような、言わば軍人さんと民間の復興に当たる人が一つのチームになって各地域で相当展開をしている、これはヨーロッパ中心であります。あ、これが何で日本ではできないのかと私も率直に言っている。随分外務省の中でも議論をしていて、まだ結論は出していないんです。私には、まだあんなPRTというのは一つのモデルとして大いに検討し、こうしたことができるような法律改正、あるいは場合によればそれこそ憲法改正、憲法解釈というものが考える時期に日本は今や来ているのではないかと、私はこれは個人的な意見としてそう思っております。

○大塚直史君 今の憲法九条一項、二項の下で、その下でも我が国ではない、日本国の国籍を有する日本人が国連の旗の下でこういう貢献ができるという一つの枠組みの大きなステップとして、四十三条、特別協定の中身を検討するべきではないかという質問に対してお答えいただけたので、違う切り口にいたします。

今週、私、韓国に行つてまいりまして、週末にですね、韓国を始めとする東南アジアの国会議員がたくさん集まりまして、アジアの平和のための

国会議員会議というものの設立総会がございました。その席上で、やはり最も問題になったのは戦争の記憶の問題であります。戦争の記憶、特に今次の小泉総理の靖国参拝について私はあれは反対なんですけれども、私がお場にいた日本人ということで、私が小泉総理の代理みたいな形で随分針のむしろに座らされてきたわけなんですけれども。

こういう会議に出づく感じますことは、やはり歴史認識をするにしても、一体だれがそれを認識するのかという認識の主体の問題だと思います。お互いに言い合ってもこれは決して解決することはないわけですから、最終的に国と国の間の領土の問題はICJ、国際司法裁判所、あるいは将来にわたつては、国境を越えて個人の戦争犯罪や人道に対する罪を訴追する権限を持ったICC、国際刑事裁判所、こういうものをみんなをつくり上げていくしか道はないんだということを繰り返して私はこの週末に皆さんに申し上げてきたんですが、それでもやっぱり、嫌がることを何でもやるんだというような議論になりますとどうしても反論することは難しいんですけれども。

ここでもう一度、外務大臣、どうして小泉総理に諫言をして止めていただけたのか、お伺いします。

○国務大臣(町村信孝君) 内閣総理大臣の行動を物理的に阻止することは、それは不可能でございます。総理とそれは靖国問題について話し合ったこともございます。そして、総理のお考えというのは、もうくどくど私が申し上げるまでもない、不戦の誓いであり、亡くなった方々への追悼であり、またそういう方々の犠牲に今日の日本の平和と繁栄があるということへの感謝の気持ち、それを表すために一個人としてお参りをするということであつて、もとより過去の軍国主義を美化しようとするものでも何でもないということ、この国会を始めとしていろいろの場で総理が言っておられることであります。

ということについて、なぜおまえは外務大臣として阻止をしなかったかと言われますけれども、私はそれは、総理の率直な意思としてその行動を取られるときに、それはもう羽交ひ締めにしてでも止めろと言われても、それができることであるとは私は思っておりません。

○大塚直史君 これで質問をおしまいにいたしますが、今日の質問で一番お伺いしたかったことをもう一度両長官と外務大臣にお伺いをいたします。

これから、これだけ国際化が進む中で、平和構築を我が国が積極的に貢献をしていくという枠組みをつくるという意味において、防衛に関する主権の移譲あるいは主権の共有、あるいは四十三条の特別協定を結ぶという一つのステップを有効な手段として考えておられるのかどうか。そうでなければ、一体どういう主権の移譲、共有ということを考えておられるのか。あくまでも我が国だけでいくのか、あるいは日米同盟だけでいくのか。主権の共有、移譲ということについて、各大臣、長官の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(大野功統君) 理想論として、主権の移譲というのは、先ほども申し上げたとおり、国際連合の理念として私は十分存じておりますし、評価させていただきます。しかし、現実がそれに付いていつているのかどうか。このことは、国際平和というのはやっぱり現実の問題として対応していかなきゃいけない問題でありますから、私はその現実問題というのをきちんと考えてほしい。

その上で、平和のために軍事組織を派遣するかどうか。これは一般論としてはイエスでありますけれども、その中でいろいろな議論がある。その議論は何か。例えば、非戦闘地域でなきゃいけないとか、目的が何だとか、やっぱり情報の正確さ、現実問題ですよ、先生は理念としておっしゃっている、それは分かるんです。だけれども、現実問題として武力行使と一体となるのかどうか。その中で一番、国際的に権限を移譲していくといった場合に、しかしながら、やっぱり国家

の主権というのをどう考えていくのか、この国家の主権をどう考えていくかという上で一番我々が注目しておかなきゃいけない、注意しておかなきゃいけないのは、やっぱり主権国家がきちっとそれを受け入れる、このことが大事なことでと思っています。

理念としてはよく理解できますけれども、私は、まだ現実問題としてそこまで至っていない。しかしながら、我々の気持ちは、そういう国際平和、国際安全保障環境に貢献していく、このことを一つの理想、理念として持って、そしてこれから国際社会に対応していかなきゃいけない、このように思っております。

○国務大臣(町村信孝君) 平和構築のために日本がより積極的な役割を果たしていかなければいけない、私もそう思っております。そういう意味で、これだけPKOあるいはアフガン、イラク、いろいろな実績も積んでまいりました。その中で一定の制約等も見てまいりました。正にそういう背景があるからこそ、今憲法議論だって起きているんだらうと、こう思っております。

主権をどこまで移譲するか、共有するか。日本はヨーロッパのような地域安全保障機能を持つ機関がございませぬし、当面、それを今見越すのは難しいとなれば、当然それは国連との関係ということを考えてざるを得ないと思います。

私は、国連の集団的自衛権という話とそれから集団的安全保障とは別だという、かつて小沢一郎先生が、まあ今もなさっておられるのだからけれども、あの議論について私もよく理解をしているつもりであります。集団的安全保障活動は集団的自衛権の発動とは違うという議論に私も実は非常に共鳴をしているわけでありまして、そういう意味で、国連が果たす役割、国連が機能をより強化していくという方向で、日本は必要な法律改正をし、必要な憲法改正をしていくという方向をこれから積極的に取っていくべきではないか。そういう観点からの憲法改正議論を大いに進め、また議論をするだけではなくて実際に憲法改正をして

いく必要があるんだらうと、こう思っております。

○国務大臣(細田博之君) 両大臣がお答えしたとおりでございます。

経験によりまして徐々に世論も変わってくる可能性もありますし、理念として、こういう状況が生じたときはこうするんだという議論と、いや、そういうことがよくないんだと、次々に実際の状況には大いに変化するところがある、例えば日本は巻き込まれて大変なことになるケースもあり得るぞというふうな議論も絶えずありますものです。それから、やはり私は、今、大塚先生は民主党の議員でもあられますし、民主党内も大いにそういう議論をしていただきたいと思いますし、私は、この党論が統一していると思っております。私は、これは、もちろん、いろんな方おられます。それじゃ

自民党はどうかといえは、やっぱり様々な議論があつて、恐らく他の党はもうちよつとシビアな御意見だと思ふんですけれども、したがって、もうちよつとこれをリファインしていくといひますか、そういうことが必要だと思ひます。

○大塚直史君 終わります。

○荒木清寛君 法案の前に、米軍再編協議についてひとつお尋ねします。

普天間移転先につきまして日米間の協議が続いておりまして、先ほどのお話でございしますが、是非まとめていただいて、沖縄の負担軽減を実現すべし、このように主張いたします。

ところで、昨日までの日米の審議官級協議では、日本側は沿岸案を、米側は浅瀬案を主張しているというふうに報道されています。しかし、そもそも日本政府の案というのはいづゆる辺野古沖案であつたはずですよ。SACO合意を受けまして平成十一年十二月に普天間飛行場の移設に係る政府方針というのが閣議決定をされ、それに基づきまして代替施設協議会というのが地元代表も含めて九回行われまして、その結果、十四年の七月に基本計画が決まり、そこでいづゆる辺野古沖案がオーソライズ、政府として位置付けられた、こ

のように理解しております。

そういう意味では、その閣議決定なりあるいは政府の決定なりが何の取消しもされておられませんし、また変更もされてないわけですが、にもかかわらず、この日米の言わば事務方の協議で別案についていろいろ提案をされて協議をしているというのは、率直に言ひまして国民から見ますと大変分りにくいと言わざるを得ません。このことについて両大臣はどう考えているのか、お答え願ひます。

○国務大臣(大野功統君) 御指摘のとおり、今、平成十一年の閣議決定に基づきまして辺野古で建設をやっているわけでございます。しかし、問題点の第一、これは、早く普天間を、普天間のヘリポートを移設しなきゃいけない。そのために、苦渋の選択として平成十一年の閣議決定があつた。その閣議決定に基づいてようやく環境影響評価等が始まつた、ボーリング調査が始まつた、それが去年でございします。しかし、その環境影響評価等に三年掛かる。さらに、その後になくとも工事に掛かる期間として九年半は掛かるだろう、こういうふうに言われておりました、かなり長い期間これから普天間は移設できない。こういう状態の中で、昨年、普天間のヘリポートに大変な事故が起つたわけでございします。

我々は、こういう状態を放置しておいていいのかどうか、早く何らかの解決をして普天間のヘリポートをどこか早く移設できないだろうかどうか。こういう発想に基づきまして、今やっております2プラス2におきましては、そういうことも調査をして報告をしてほしいというふうに事務方に要請しているわけでありまして。この事務方からの要請が出てきて、これがまとまるというものが今回のインテリムレポート、中間報告でございしますけれども、そういう背景を十分御認識いただきたいと思います。

したがいまして、今第一の御質問は、ここにもう建設途中であるのに、それを取り消すとも何とも、続けるとも何とも、どういう決定もしないま

○荒木清寛君 官房長官に、テロ特措法、今回一年間期限を延長するわけですが、そのことによってどのような国益を実現をしようとしているのか、逆に言いますと、延長しないで撤退をした場合にどういう国益を損なうのか、お答え願います。

○国務大臣(細田博之君) このテロ特措法は、私は原点に立ち返らなければならないと思います。九・一一テロというものが余りにも無残な大量殺りくであり、それが特定グループ、特定テロリスト集団の犯罪であることは国際的にも明確になっている。そして、三千人のもう非常に多数国にまたがる死者と、あるいはもちろんけがした人もありますが、二十四人の我が国の犠牲者もある。この巨大なテロリズムをこのまま放置できないと、この温床に対して共同してこれを言わば絶滅あるいは全く無力化するまで対応しなければならないということ、国際的な協力が行われた。

しかしながら、我が国としては、その中で一隅を照らすような協力をしてきておるわけでございまして、海上における給油あるいは最近においては給水活動ということで、限定はされておりますが、それなりに、被害者でもある我が国としては一定の貢献であると考えておるわけでございます。

まあ二年、二年と来たわけでございますが、**国**際的なテロリズム自体も非常に各地に飛び火をし

まず、今、アフガニスタンには何個地雷が埋まっており、あと何年ぐらい、今のペースですと、で除去できると思われるのか、教えてくださいますか。

○政府参考人(吉川元偉君) アフガニスタンに地雷がどのくらい埋まっているのかというお尋ねでございしますが、全体像については必ずしも明らかになっておりません。アフガニスタンの政府の発表によりますと、一九八九年以来、対人地雷二十五万発を処理したと言っております。また、八百二十平方キロメートルの安全が確保されたという報告をしております。同時に、アフガニスタン政府はいまだ七百九十平方キロメートルの土地に対人地雷が存在しているんだという、そういう報告をしております。

アフガニスタン政府は、二〇〇三年の三月に、いわゆるオタワ条約、対人地雷のオタワ条約に加盟しておりまして、二〇一三年の三月までにすべての対人地雷を廃棄するという約束をしております。この方針に従って、国連ですとかほかの国々の協力も得ながら、アフガニスタン政府はこの地雷の除去に努めているというふうに理解しております。

○荒木清寛君 我が国は従来のこのアフガンへの地雷対策事業の支援に加えまして、我が国の高い

現に、対人地雷探知器あるいは除去機の技術開発につぎまして、もう既に政府は八億円補助金を出してやっているわけです。そういうものを是非早くこのアフガニスタンに持ち込んでこの地雷除去のペースを上げてもらいたい、そういう協力すべきであると考えます。もちろん、これは相手方の要請がなければ行けません、ここはODAを活用して早く地雷を除去すればもう次の本格Aを支援につなげるという、つながっていくという、そういうビジョンを先方に示しながら、

早くそうした技術が持ち込めるように努力してもらいたい、このように思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(町村信孝君) このアフガンにおける地雷の問題、地雷除去の問題であります。

で相当な数がありそうだとということですから、今後とも引き続き日本としてできる限りのことをやっていかねばいけない分野であるというふうには認識をいたしております。

この現地で実用化の、地雷除去機や地雷探知装置の実用化試験を現地で行うための支援をやつておりまして、その後いろいろ改良が施されておりますけれども、これでうまく現地で使えるかどうかということについては国連の関係機関と調整をやつていゝという段階であると、こう聞いております。

何か現地で使用するためには、何か一定のテストを受けなきゃいけないとか、そんな問題もあるようにございますが、いずれにいたしましても、積極的にこの地雷対策、これは小渕総理のとき以来、日本政府が大変熱心に取り組んできたテーマでもございますから、アフガンの国民の役に立つように今後とも全力で努力をしていきたいと考えております。

○荒木清寛君 終わります。

○委員長(林芳正君) 午前の質疑はこの程度にと

午後一時三十分開会
○委員長(林芳正君) ただいまから外交防衛委員
会を再開いたします。

休憩前に引き続き、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○緒方靖夫君 テロ特措法の延長について伺いたいします。

自衛隊の派遣の延長の判断は、法律の目的に照

らして味方される必要があると思います。他国部隊への支援の目的は、法律の第一条にあるとおり、九・一一のテロ攻撃を受け、その脅威の除去に努めることであります。しかし、肝心の首謀者のビンラディンは捕まっていない。これについて、アメリカ国防総省の九月二十三日のブリーフィングで、アフガニスタンで米軍の部隊の指揮に当たっているケビン・オーウェンズ大佐は、作戦開始から四年を経過した時点でのビンラディンの搜索と進展の見通しについて聞かれて、以下のように述べております。それは、明瞭だが、我々ビンラディンを発見していない、正直なところ、どこにいるかも全く見当が付かないと。

米軍自身がこう言っているのとすると、この状況が今後も続くものの、そういう可能性があると思われるわけですけれども、その点、外務大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(町村信孝君) オサマ・ビンラディンがどうなるかというのは、確かにそれは、私どもも

に明確にこうなるといふ予測といひましようか、見解を示すことはなかなか難しゅうございます。

しかし、テロとの戦い全体について言うならば、これはアルカイダ構成員や指導者が死亡したり拘束をされたりということで、一定の成果は上げているわけでございます。

ただ、今度アルカイダの関係者が各地に分散をして、またそれぞれの地域でのテログループが動くといったようなことも現実にはあるようでございますから、なかなかこのテロとの戦いは息長くしっかりとした粘り強い努力、取組をやっていないといけない、そういう性格の戦いだらうと、こう思っております。

○緒方靖夫 大臣の御答弁にもあったように、やはりなかなか見通しを付けるのが難しいと、そういうことだと思えます。つまり、アルカイダの脅威の除去という本来のこの法律の目的についてどうかというと、それは達成されていない。そしてまた、その見通しが立たない中で、海上阻止作戦が常態化していく、それへの自衛隊の協力が継続されようとしている、それが今の状況だと思えます。法律の目的をきちっととらえるならば、延長の判断というのはおかしい、そう言わざるを得ないと思うんです。

次に、防衛庁長官にお伺いいたしますけれども、MIOなんですけれども、前回、米海軍司令官が、麻薬船や外国人戦闘員をさして発見されなくなつたと、その量はうんと減つていっていると、その人も減つていっていると、そういうことを述べていること。そしてまた、給油量の減少ですね、それについても質問したところ、大野大臣は、抑止効果がある、そうおっしゃられました、そう答弁されました。米軍関係者も同じことを実は言っているんです。

これを支援継続の判断基準にするならば、MIOが続く限り支援を続けることになりませんか。○国務大臣(大野功統) MIOが続く限りというよりも、テロの脅威が存在する限りと言った方が私は正確だと思います。

それから、司令官が確かに今、緒方先生おっしゃったようなことを言っておりますけれども、同

時に、司令官いわく、我々の情報によれば、密輸入やテロリストは我々が海上において注意を払っていることを知っているとも言った上で、抑止効果が主な効果である、このように述べているわけですね。抑止効果というのは一体、今、緒方先生おっしゃったように、船がいなくなつたとかそういうことをもって抑止効果というのか、大変難しい問題だと思います。その評価は非常に難しいと思います。

しかしながら、我々はやはりこの抑止効果、それから具体的に大麻を幾ら、六千キロ押収しているとか、こういう事実をもって、やはり海上におけるテロリストや武器、弾薬、麻薬等が移動することを防いでいかなきゃいけない、この使命は達成していかなくちゃいけない、このように思っております。

○緒方靖夫 大臣 テロに対応してMIOがある、そしてそれが続く限り、つまりテロが続く限りMIOが続くという、そういう仕掛けになっているわけですね。そうすると、一年以内にMIOが終了する見通しというのは一体あるのかどうか。ないならば一年後もまた延長をしなければならぬ、そういうふうになるんじゃないですか。

○国務大臣(大野功統) この問題、なぜ一年かという問題でございます。

度々申し上げておりますとおり、一つは、テロというのは非常に息の長い忍耐強さが求められているテロ対策行動である、それが一つ。それと同時に、もう一つは、現地の情勢が変化する、こういうことも見極めなきゃいけない。そしてまたもう一つ、私は特に申し上げたいのは、海上自衛隊が本当に真剣になって士気に燃えてやっている活動でございます。その活動がどちらかというと後方支援活動なものですから、日本独自の活動なものですから、なかなか目に付いて議論されることなくなくなつてきている。

そういう意味からいいますと、やはりこういう問題を一年たつてきつと見極めていく、情勢の変化、それから活動ぶり、その効果はどうなつて

いるんだ、こういうことを議論することは私は有益である、そのように思っております。

○緒方靖夫 一年たつて見極めると、そしてその結果続けるということになりかねないというお話ですね、今の御答弁というのは。

テロに対応するというところでMIOはある。そして、その抑止効果を重視して考えるならば、やはり私は一年という判断は出てこない。つまり、MIOというのはテロに対応して広がっているわけですから、展開しているわけですから。法律には抑止効果ということ、支えるということは書かれていないわけですから。

また、政府はよくこれまでも麻薬のことも話してきました。麻薬についても、米中央海軍のニコルス司令官は、麻薬とテロの関係を間接的な関係だと説明して、我々は麻薬対策業務をやってきたのではないと、そういうことを述べているわけなんです。要するに、MIOの本来の目的ではないという事です。そうすると、結局何のために継続するのかと、この法律に沿ってその点が全くまます分かんなくなる、そういう話になると思えます。

そこで、少し具体的にお聞きしたいんですけれども、政府の資料によると、これまで十一か国との間で交換公文を交わして給油等の支援が行われてまいりました。各国部隊は集団的に活動に当たっているものと思うわけですが、MIOと一緒にやるためにどういう枠組み、任務部隊がつくられているのか、説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣(大野功統) いわゆるタスクフォースというのは、OEF・MIOに参加している米軍等の各国海軍が、言わばOEF・MIOの活動を行うためにタスクフォースというのをつくっているわけでございます。このことは明快でございます。

じゃ、タスクフォースと日本との関係はどうなるのか。これはひとつ考えてみる必要があるんじゃないかと思えますけれども、我が国の協力支

援活動というのは、言わばその当該タスクフォースと調整を行いながら給油活動、給水活動を行っているわけでございます。この活動というのは我が国が主体的に行っているわけでございます。したがって、自衛隊自身が、日本の自衛隊自身がこのタスクフォースに参加しているわけではございません。また、そのタスクフォースの指揮下で活動しているわけでもありません。我が国はこのOEF・MIO活動を支える立場で主体的にやっていると、こういうことでございます。

○緒方靖夫 大臣 任務部隊が行うMIOの取締りについてですけれども、アフガニスタンやパキスタンに出入りする物資や人だけを対象としているのか、それとも中東地域内での移動であつてもそれを対象とされるのか、その点についてお伺いします。

○国務大臣(大野功統) これは目的が明確に書かれておるわけでございます。言わばテロ対策、テロ追放のための活動を、各国がやっております活動を、給油、給水という面から支えている。言わば、その支え方としましては、いわゆる非戦闘地域で支えている、こういうことでございます。

どこが戦闘、非戦闘地域かということは、この活動の状況が、それぞれ明らかにしますとこの活動の範囲が分かってまいりますので、実施要項ではこれは発表しておりませんけれども、全体としてこれはこの非戦闘地域で活動している、こういうことでございます。

○緒方靖夫 大臣 そういうことを伺っているのではなくて、この任務ですね、つまり、任務部隊150といいますが、タスクフォース150、これが要するにアフガニスタンとパキスタンを区域にしているのか、それとも中東全体も含めて対象としているのか、そのことをお伺いしているんです。

○国務大臣(大野功統) ちょっと、事前通告がございませんでしたので……

にやっていますよ。

○国務大臣(大野功統君) それは失礼しました。各国が海上阻止活動を行うに当たりましてどこで活動しているものを対象にしているのか、こういう御質問かと思いますが、アラビア海の活動に関しては、コアリションにより、いわゆる先生今御指摘のCTF150が設置されております。本年八月まではイギリス人が、八月以降はフランス人が司令官を務めております。このタスクフォースというのは、アメリカ、イギリス、フランスなど海上阻止活動そのものを行う各国が参加しておりますけれども、この……

○緒方靖夫君 大臣、申し訳ありませんけれども、私のお伺いしているのは、要するに、パキスタン、アフガニスタンを対象としているのか、それとも中東全体を対象としているのか、そのことについてのお答えです。

○国務大臣(大野功統君) これはもう先生十分御存じの上でお尋ねかと思えますけれども、アフガニスタン、パキスタンから流出してくるものを対象として活動していると、こういうふうには御理解いただきたいと思います。

○緒方靖夫君 その結果、中東地域も含まれるということになるんですね、結果として。

それで、その点で外務大臣にお伺いいたしますけれども、米海軍のホームページニュース、これは十二月、昨年の十二月六日付なんですけれども、このタスクフォース150は取締りだけではなくて演習もやっている、そう書かれております。そして、米第五艦隊の下に、ペルシヤ湾、オマーン湾、アラビア海、アデン湾など十二か国、六千マイルの海岸線に接する広範な海域で活動して、所属する艦船はイエメン、オマーン、パレーンなど諸国との演習を行ってきた、そういうようなことが書かれているわけですが、このタスクフォースというのは何のためにどんな演習をやっているんでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) ちょっとよく聞かえませんが、済みません。

○緒方靖夫君 つまり、中東地域を含めて海岸線六千マイルの広範な地域で演習をしているわけですが、日本が給油、給水をしているその部隊というのは、その演習というのは何のために、そしてこの任務部隊、何のためにあるのでしょうかと伺っております。

○国務大臣(町村信孝君) 演習自体については、私正直言ってよく存じ上げていないわけでありましてけれども、彼らがやっているCTF150は、正に海上阻止活動そのものを行う各国が参加してでき上がっているものと、こういうふうには理解しております。

○緒方靖夫君 大野大臣にお伺いいたしますけれども、自衛隊が提供する燃料というのは、今話になりました演習ですね、この地域、広範な演習に向かう艦船に提供されていないんでしょうか。もし、提供された燃料が使われているとすれば、特措法の目的に照らして問題あるのではないかと考えますけれども、その点は確認できるでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 我々が給油する油というのはテロ追放のために使われるんだと、このことは、各国との関係ではまず交換公文にきちっと書いてあるわけがございます。それから、給油する場合に、例えばタンバのコアリションビレッジにおります調整官が、この船に渡すんだ、実際にそういうことでやっておりますから、それが非戦闘地域でやっていると、こういうことでございまして。各国との間では、もう信頼関係に基づいて、しかも交換公文できちっとやりながら、しかもそれを確認して給油していると、こういう状態でございますので、我々は目的外には使われていない、このように信じております。

○緒方靖夫君 確認しているとおっしゃられますけれども、その確認の方法というのは非常に難しいと思います。実際には、それはお認めになると思います。ですから、結局信頼関係で行っているとならざるを得ないんですね。私はやはりこの問題について、これだけ広範な

地域で作戦、しかも演習を行っている。そういうところに対して自衛隊が協力しているということとは、結局はこの法律の本来の目的から大きく逸脱せざるを得ないと、そのことを指摘しておきたいと思えます。

次に、残された時間でミサイル防衛についてお伺いしたいと思います。

先日、アメリカより日本政府に対してICBM迎撃のための移動式警戒レーダーの日本配備の打診があったとの報道がありましたけれども、この打診は事実でしょうか。

○国務大臣(大野功統君) まず、移動式レーダーでございますが、アメリカがこれを開発していることは御存じのとおりでございます。

この移動式レーダーというのは、言わば弾道ミサイル防衛のための専用のレーダーであります。特定の目標をピンポイントに詳細にとらえていく能力があるわけでございます。

○緒方靖夫君 事実かどうかをまず。

○国務大臣(大野功統君) それでは、このレーダー、ミサイル防衛というのは、第二点で申し上げたいのは、ミサイル防衛というのはやっぱり情報を共有する、お互いにミサイル防衛はしっかりとしていく、こういう共同作用が特に重要だということがございます。

そこで申し上げたいのは、これをどういうふうな今後持っていくかという問題でございますが、これは今トランスフォーメーション、米軍との間でトランスフォーメーションをやっておりますけれども、その中でも協議の一つになっているわけでございます。現段階で詳細なお話はできる段階ではございません。

○緒方靖夫君 青森の基地を検討しているということも言われておりますけれども、そのことは検討中なんですか。

○国務大臣(大野功統君) その点につきましては、今そういういろんな面から協議中でございます。現段階では、発言を差し控えていただきたいと思います。

○緒方靖夫君 ICBMに備えるためのレーダー

ならば、専ら米国の本土防衛を目的とするものになると思うわけです。そういうレーダーの配備というのは認められるのでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) これは委員御存じのとおり、極めてミサイル防衛にとって、先ほど性能を申し上げましたけれども、そういう性能を有しているわけですから、あらゆる情報を共有しながら共同対処していくという上で、私はやはり検討をしていく価値があるものだと思っております。

○緒方靖夫君 私は、さきの国会でミサイル防衛についてお尋ねしたときに、長官は、今もおっしゃられましたけれども、情報の共有が非常に大事だということを答弁されました。日本を防衛するために取った情報の提供は問題ないということも答弁されたわけですが、しかし、米本土防衛のための警戒レーダー配備を検討するとなれば、これまでの政策判断を超えることになりませんか。

○国務大臣(大野功統君) そのときもお答えしたと思えますけれども、私は日本の防衛のために、ミサイル防衛では特にそういう情報の共有、情報、いち早い情報の把握が必要ですから、お互いに共同作業をやりながらいち早くミサイルを把握していく、大事なことだと思います。それが仮に、仮にアメリカ防衛のためにそういう情報が伝わったとしても、それは日本の防衛と切り離して考えることができるわけでありまして、そういう問題も先生は御議論として提起をされますけれども、我々としてはそれは切り離して考えて何ら問題ないと思っております。

○緒方靖夫君 最後に、レーダーが米本土に向けて発射されるミサイルに対処するというためのものならば、これはやはり、日本及びその周辺地域の安全のためではないことは明らかです。そういう施設はやはり安保条約の六条の極東条項にも合致しない、そう思います。そのことを、もし答弁があるならば結構ですけれども、私の質問を閉じたいと思います。

○国務大臣(大野功統君) あくまで日本防衛のための情報収集の一環として検討しているわけでございます。その情報がたまたまという感覚で流れ

ていく、これについては私どもが口を挟む余地はございません。

○緒方靖夫君 時間ですので、終わります。

○大田昌秀君 最初に防衛庁にお伺いいたします。

テロ対策特措法の再延長には社民党は反対いたします。その一つの理由は、同特措法に基づいてインド洋上で行っている海上自衛隊の補給艦による米艦船等に対する給油支援活動は給油実績が、前回の委員会でも申し上げましたけれども、極端に減っている実情からいっても、テロ対策上の必要性に疑問があるからです。

そこで、改めて伺いますが、インド洋上での給油支援活動を開始した二〇〇一年十二月から二〇〇五年九月までの間の給油回数、総給油量と、そのうち米艦船への給油量はどれくらい占めているのか、教えてください。

○政府参考人(山崎信之郎君) お答えいたします。

現在、平成十七年十月の十八日現在まででございますが、艦船用燃料につきましては総計五百五十三回、約四十一万キロリットルを補給いたしました。うち米軍艦船に対しては二百九十七回、約三十五万キロリットルで、回数につきましては約五五％、キロリットル数に対しては約八五％の割合を米軍が占めております。それから、ヘリ用燃料でございますが、総計二十四回、約三百七十キロ、うち米軍に対しては十五回、約二百四十キロリットル、給水に関しては約千八百八十トンでございますが、これはすべてパキスタンに対するものでございます。

以上でございます。

○大田昌秀君 防衛庁長官にお願いいたします。洋上給油活動は、テロ対策特措法第三条一項にある協力支援活動、つまり諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の措置であるわけですが、しかしほとんど米艦船への給油支援であります。

御案内のとおり、米軍は今もアフガニスタンにおいてアルカイダ一派やタリバン武装勢力の掃討

作戦を続けているわけですが、インド洋上でのテロリスト等の移動の海上阻止活動もその一環であります。したがって、この海上阻止行動を支援する海自による海上給油活動は、米軍の軍事行動と一体となった後方支援活動と見られても仕方がないと思います。だとすれば、海自の給油活動はやはり武力の行使の一環に当たるとはありませんか。この点について、改めて御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(大野功統君) テロというのは、いつどこで発生するか分からない、言わば国境を越えたノンステートアクターでございます。したがって、これは人類共通の責務ではないか、そういう観点からまず大事だと思っております。その上で申し上げたいのでありますが、テロ追放のための活動を支援しているわけでありまして、

したがって、そういう意味での協力支援活動は、支援活動、給油する、水を供給する、こういう活動は武力の行使そのものではない、これは明快でございますし、それからもう一つは、非戦闘地域で活動している、このことも理解していただきたいと思ひます。したがって、そういう意味では武力行使と一体化しないと信じております。

○大田昌秀君 それでは、いま一つ長官にお伺いしたいと思ひます。

自衛隊では、兵たん活動、兵たんというのをどのように定義しておられるのでしょうか。これは済みません、通告ないんですが、基本的なこと、どなたでも結構です。

○政府参考人(大古和雄君) 防衛庁におきまして兵たんという言葉は今余り使っておりません。むしろ後方支援という言い方になりますけれども、これについては補給活動とか輸送とか衛生生活動とか、いわゆる武器、自衛隊の活動として武器使用を伴わない、そういう部隊を支えるための活動を指しております。

○大田昌秀君 陸上自衛隊の新野外令というものがあつまして、その第七章で兵たんという項目を

設けておりますけれども、これは現在使われていないわけですか。

○政府参考人(大古和雄君) 教範とかそういうところでは使われている例がないわけではありませんが、一般的な行政的に使う場合は後方支援という言葉方をしております。

○大田昌秀君 後方支援というのは具体的にどういうことを指すんですか、自衛隊では。

○政府参考人(大古和雄君) 先ほど申しましたように、補給とか整備活動とか輸送とか、あと医療活動とか、そういうことを言っております。

○大田昌秀君 兵たんの、この陸上自衛隊の新野外令第七章、その辺りを見ていきますと、兵たん運用については、兵たん支援努力を適切に指向し、作戦部隊の所要を適時適所に充足してその戦闘力を最大限に発揮させることにあつてと書かれておりますが、それは違うんですか。

○政府参考人(大古和雄君) 先ほど言いましたように、兵たんという言葉も使われることがございますけれども、そういう意味での兵たんについては、今先生がおっしゃっておられるとおりの意味で使っております。

○大田昌秀君 今御説明ありましたけれども、よく理解し難い点がございますが、その辺の後方支援の問題、つまり兵たん運用の問題についてはまた次の機会にお伺いしたいと思ひますので、整理しておいていただきたいと思います。

次に、防衛庁にお伺いしますけれども、航空自衛隊那覇基地のF4戦闘機に替えて、茨城県百里基地のF15戦闘機を那覇基地に移転させて配備すると報じられていますが、これは事実でございますか。

○政府参考人(大古和雄君) お答えいたします。

F4戦闘機につきましては、現在のところ、平成二十年代の半ばごろには耐用年数を迎えまして所要機数を割り込む見通しでございます。このF4戦闘機の減勢とF4後継機の調達を最も効率的に実施するためには、平成二十年度にこの戦闘機一個隊をF15戦闘機と入れ替える必要がございます。

このため、平成十八年度から施設整備や整備機材等の取得に着手する必要があると思ひます。平成十八年度概算要求において所要の経費を計上しておるところでございます。ただ、どの基地において実施するかについては今検討中でございますので、未定でございます。

○大田昌秀君 つまり、F15を配備するという計画はないと理解してよろしいですか。

○政府参考人(大古和雄君) 今、ファントムの配備されている基地のファントムをF15に更新する計画がございます。

○大田昌秀君 F15に対しては嘉手納町長なんかも反対しているのは御存じだと思いますが、この飛行機がしばしば事故を起こしておりますが、私たちはとても心配しておりますが、次に大きな事件が起こるとすればこの飛行機によるものじゃないかというふうに変な懸念しておりますのでございまして、その辺はよくお考えいただきたいと思ひます。

それから、防衛庁にいま一つお伺いしますが、昨年十二月に閣議決定された新防衛計画の大綱と二〇〇五年度から二〇〇九年度までの中期防衛力整備計画には次期主力戦闘機の開発が盛り込まれていますが、このような戦闘機の後継機の選定作業から正式配備までの手順を簡潔に御説明ください。

○政府参考人(大古和雄君) 航空機の機種選定に当たりまして、まず防衛庁の中において運用構想、運用要求、要求性能検討を行います。それから、国の内外における航空機に関する情報収集も行います。それから、国内企業が生産する場合については、企業に対して提案することを要求いたします。その企業から提出された提案要求の内容の分析、評価もいたします。それから、こういうふうな検討を多角的に行いまして、防衛庁内に機種選定委員会を開きまして、そこで案を作った上で防衛庁長官に答申して、そこで機種選定いたします。

それから、その後の政府内の手続といたしましては、安保会議、主要な機種であれば安保会議に

お諮りして機種選定することになります。
○大田昌秀君 ついでにいま一つだけ伺いします。

次期戦闘機の選定作業について現在ほどの段階にあるんですか。そして、二〇〇六年度概算要求ではどれくらいの額を要求していますか。

○政府参考人(大古和雄君) 次期戦闘機につきましては、今中期防中に七機の整備を予定しております。その関係で今いろいろ情報収集、調査をしている段階でございますが、予算につきましては、来年度の概算要求におきまして、情報収集等を行う必要がありますので、米国等への海外調査費を計上しているところでございます。

○大田昌秀君 防衛庁長官にお伺いいたします。

今、日米の政府間で普天間の移設問題が表面化しつつあって大変懸念されておりますが、前回も申し上げましたように、県民の八二%が普天間の辺野古地帯への移設には反対しております。で、県民の方は、どうも日米両政府によって県民の頭越しにこの大事な問題が決められつつあるということに大変懸念をしているわけなんです。ところが、仮に日米両政府で決まったとしても、やはり県民の協力がなければ大変厳しいと思います。

これは前回のことをお考えいただいてもつきりするわけなんです。今沖縄は観光でもって沖縄の経済は成り立っていると、言ってもいいくらい観光産業が非常に重要ですが、その中でも、エコツーリズムというのが非常に大事にされております。その北部地域は、エコツーリズムにとって大変重要なところでございますが、また辺野古地帯は、前回も申し上げましたけれども、県の環境条例指針でもって現状のまま保全すべき第一にランク付けされている極めて重要なところなんです。そこは基地を新たに造るということに対しては、これは、私は不可能だと思っております。

なぜかといいますと、実は八重山の空港問題が起きましたときにも、もう何十年も掛かっておりましても、この環境問題が一つの大きな妨げになってまだできていないわけですね。そう

いった意味からいっても、たとえ日米両政府が決定しても、辺野古一帯に造るということは、私は県民感情からいって到底許されたいと思いません。が、この辺りは是非お考えいただきたい。

それともう一つ、これは通告してないの恐縮でございますが、先ほど来の防衛庁長官のお話を伺っていますと、普天間が危険だから一刻も早く普天間の問題を解決したいとおっしゃっております。もう大賛成でございますけれども、どうも日米政府の動きを見ておきますと、最初から沖縄に、基地は沖縄ありきという形で、沖縄だけに限定して折衝しておられるような、そういう気配がしてなりません。

なぜ、沖縄県民は自分たちの苦しみを本土に移したくないということ、これまで本土へ移せというところはほとんど言わなかったわけですが、余りにも理解が薄いものですか、もうこの辺りで本土に移して、本土の皆さんにも本当に基地というのがいかに大変なものかということを知ってもらう、そういう必要があるということ、県外移転ということも言い出してきているわけなんです。私なんかのときは、県外移転ということは言わずに国外移転ということを言っているわけなんです。ワイと折衝して、歓迎するということになっていくわけですが、それを政府が正式に取り上げていただかなかつたためにこれまで来ているわけなんです。

ですから、そういう意味で、私は非常に有利な解決策、早く解決する策として、例えば、私のところにいるような意見が寄せられておられますけれども、その中で硫黄島ですね、そこはどうだろうかと。今、普天間飛行場の滑走路は二千七百メートルですが、硫黄島にはもう既に二千六百メートルの滑走路ができています。いいですね。そして、そこには住民は一人もいないと聞いています。自衛隊が四百人ほどいてですね。そこだと住民に対する被害もないし、しかも滑走路ももうできています。

そういう意味からすると、本当に解決を早くするために、硫黄島なんかというのも非常に大き

ない選択肢だと思えますが、どうしてそういう選択肢を幾つか提示されて、それで議論されないのか。最初から沖縄ありきというような、そういうことは到底納得できないんです。これはどうしてでしょうか。外務大臣と防衛庁長官にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) 子細なやり取りは今全部御紹介をするわけにはまいりませんが、いろいろな可能性について日米間で議論してきたことは事実でございます。実際に、今回、今沖縄に在る海兵隊の削減という話も現実には起きているところでありまして、その削減されたものがどこに行くの、いずれはつきりさせなければならぬというテーマだと思っております。

ただ、ヘリポートといましようか、ヘリコプターの基地としての普天間という役割があるわけでございますが、これを、例えばの話でございとお挙げになったんでしょうけれども、硫黄島というの、硫黄島は相当遠うございまして、そこにヘリの基地を造るといふのは多分、私は軍事の専門家じゃございませぬが、余り現実的な選択肢ではないということ、これは私のような素人でも言えるのではないだろうか、こう思うわけでありまして。余りにも遠過ぎるということですね。

そしてもう一つ、硫黄島は今現実にNLPをやっている場所でありまして、そこヘリの基地が両立するということも、これまでちょっと軍事的に見て多分あり得ないことなのではないだろうか、こう思っております。

いずれにいたしましても、ヘリコプターの持つ重要性、またその持つ抑止力というものを考えたときに、それをどこに持つていくかということ、普天間からどこへ持つていくかということ、考えたときに、私は今現実的に抑止力の維持ということを含めて考えると、それは沖縄県内のいずれかの場所ということにならざるを得ないのではなからうかと、こう考えております。

○国務大臣(大野功統君) まず、普天間の移設問題でございます。これは、平成十一年の閣議決定によりまして、本当に苦渋の選択であったと思

ますけれども、辺野古ということに決まりました。

そこで、問題は、この環境調査に約三年、それから建設に九年半掛かる、そしてそのプロセスが必ずしも今うまくいっていない、こういう大変厳しい状況でございます。そういう状態の中で、昨年八月にアメリカのヘリコプターが普天間で事故を起こした、こういう問題もありまして、何とか早く普天間のヘリポートを着実に現実に移設できるようなところを検討してみようじゃないかというところになったわけでございます。

その場合、県外移設、国外移設、こういう今お話ございました。しかしながら、本当に沖縄の持つ歴史、そして沖縄の持つ戦略的地位、位置、こういうことも考えなければいけないし、そしてまた、そういう意味で大変な御負担をいただいております。地域の皆様、この御理解と御協力が一番大切なものである、このことは肝に銘じております。

したがって、やはり我々は、今、町村大臣もおっしゃいましたけれども、いろんな角度からこの問題を検討していく。それは、安全性、それから騒音、それからもちろん航空、飛行ルートの問題、そして全体として基地の整理、統合、あるいは人員の削減、こういう広い範囲でこの問題を今検討して、最終段階に差し掛かっているところでございます。

そこで、本当に繰り返しますが、地元の皆様、御理解、御協力、是非ともお願い申し上げます。我々は本当に広い視野、広い切り口から検討しているという問題でございます。基地はなぜ沖縄に限定するんだ、今も申し上げました、本当にこの沖縄の持つ地理的、戦略的な位置付け、こういう大事な問題もあります。問題は、抑止力の維持、そして沖縄の負担の軽減、この二つをいかに両立させるか、こういう問題でございます。

硫黄島の問題につきましましては町村大臣お答えいただいておりますので、私の方から特に触れることはありません。

○大田昌秀君 外務大臣がお挙げになった理由はちよつと納得いきかねます。つまり、もっと深刻

な反対理由が沖縄にはあるわけですね。そこに住民が日常的に生活しているわけなんです。そこへ危険な基地を持つていくというのは、これは日米安保条約が重要だとおっしゃりながら、どちらかというと沖縄に過重の負担をさせることによって日米安保条約が成り立つていっていると言つても決して言い過ぎじゃないと思うんですね。ですから、そういう点は是非お考えいただきたいと思いますが。

それから、ここでいま一つお考えいただきたいことは、一九五二年に平和条約が発効して、在日米軍をできるだけ減らそうということでやっただけですが、政府は日本本土からは在日米軍を六〇％減らしたんですけれども、沖縄からはわずかに一六％しか減らさなかったわけですよ。しかも、その講和条約によって沖縄は日本から切り離した米軍の軍政下に置いて、そして日本本土は独立したということをやったわけですが、そういう歴史的背景を踏まえますと、これ以上沖縄に、あれだけの戦争で犠牲を出して苦しんだ住民に対してこれ以上負担を掛けるといことはどのような理由があるうとちよと余りにも冷た過ぎるんじゃないかという気がしてなりません。

遠いということを外務大臣おっしゃったんですが、硫黄島が、どこから遠いということをおっしゃるのか。例えば、仮想敵国というのがどこだということがはつきりすれば、それが問題になった場合に遠いとか近いとかということ言えると思うんですが、仮想敵国はないというのが今の政府の立場ですから、どこから遠いということになるのか、その辺りももう少し厳密におっしゃっていただかないと沖縄県民は到底納得できないと思いますので、その辺りの説明をどうぞ十分になさっていただくようお願いして、質問を終わります。

○委員長(林芳正君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、テ

口特措法に基づく自衛隊の海外派兵を一年延長する法案に反対の討論を行います。

テロ特措法はアメリカの報復戦争に協力するために作られた法律であり、自衛隊の海外派兵を継続してこの米軍を支援し続けることは憲法に照らして認められないことは明白であります。

米軍は、テロとの戦いとしてアフガニスタンとの報復戦争を繰り返して、その中で無差別の爆撃や掃討作戦を行い、罪もないおびただしい数の一般市民を殺傷してまいりました。テロとの戦いに名をかりたこのような無法行為が国際人道法の見地に口実を与え、テロを拡散させる結果となつてい

ることは極めて重大であります。国際世論の多数を結集し、テロと戦うためには、こうした軍事対応でなく、テロと武力報復の悪循環を断ち切るこ

とが重要です。

そもそも特措法の目的は、アルカイダが引き起こした二〇〇一年の同時多発テロ事件を受け、その脅威に対処することとされております。ところが、政府は、海上阻止作戦にかかわる米軍自身が直接テロとかかわる武装勢力の発見が減少している事実を認めていることも明らかであるにもかかわらず、法律にない作戦の抑止効果を持ち出し、派遣の継続をしようとしております。

抑止を理由にするならば、海上阻止作戦が続く限り支援を継続しなければならぬことになり、期間を区切った措置だとしてきた政府の説明と相入れません。しかも、派遣期間を一年としながら、初めからそれを超える延長につながりかねない理由も挙げ、そうした見通しを示唆していることは、全く合理性を欠いたものであります。

自衛隊の再度の派遣延長に反対するとともに、即時撤退を強く要求して、討論を終わります。

○委員長(林芳正君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行

われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林芳正君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大野防衛庁長官。

○国務大臣(大野功統君) ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の給与について所要の措置等を講ずるものであります。

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じて防衛参事官等、自衛隊教官及び自衛官のすべての俸給月額を改定するとともに、号俸構成を改めることとし、また、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を改定するとともに、営外手当についても改定することとしております。

第二点は、退職の際に特別昇任した自衛官について退職手当等が増加しないよう規定の整備を図ることとしております。

第三点は、一般職の職員と同様に新たに地域手当を設け、地域手当の級地に応じて定める割合を

俸給等に乗じて得た額を支給すること等としております。

以上のほか、職員の昇給について、一般職の職員と同様に、政令で定める日に、同日前一年間の勤務成績に応じて行うとともに、医師又は歯科医師である自衛官に対する俸給月額の特例について規定することとしております。また、附則において、施行期日、俸給表の改定に伴う所要の切替措置等について規定いたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林芳正君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十八分散会

十月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「五千七百八十円」を「五千六百九十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万六千七百円」を「十万六千六百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 防衛参事官等俸給表(第四条—第六条、第八条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円		円
	1	239,900	326,200	363,100	404,300	457,200	1	571,000
	2	248,700	337,200	376,200	417,700	472,800	2	634,000
	3	259,100	348,300	389,300	431,000	488,500	3	701,000
	4	268,900	359,600	402,200	444,500	504,200	4	780,000
	5	281,800	371,100	415,000	457,900	519,600	5	840,000
	6	291,500	382,400	427,700	471,200	534,900	6	903,000
	7	303,100	393,200	440,300	484,200	550,200	7	988,000
	8	313,100	403,600	452,900	496,500	565,400	8	1,065,000
	9	323,600	414,000	465,500	508,700	580,600	9	1,142,000
	10	334,300	424,300	477,400	520,300	595,700	10	1,223,000
	11	345,000	434,500	487,900	530,800	607,900	11	1,297,000
	12	355,800	444,700	498,300	540,400	615,700		
	13	366,600	454,100	506,700	548,500	623,200		
	14	377,300	462,800	513,900	556,000	629,900		
	15	387,600	469,200	521,000	560,800	635,000		
	16	397,900	475,200	525,700				
	17	407,700	479,500	530,300				
	18	417,300	483,700	535,000				
	19	426,500	487,900					
	20	434,300	492,000					
	21	440,200	496,200					
	22	445,400						
	23	449,800						
	24	454,000						
	25	458,000						
	26	461,700						
再任 職員		337,000	363,700	401,600	440,000	498,100		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛隊教官俸給表(第四条一第五条関係)

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 310,100
	2	190,500	323,500
	3	197,400	336,700
	4	204,300	346,700
	5	211,700	356,800
	6	219,600	367,100
	7	230,500	376,900
	8	242,000	386,400
	9	253,600	395,900
	10	265,900	404,700
	11	278,500	413,500
	12	291,500	422,100
	13	305,100	430,200
	14	318,400	437,900
	15	331,000	445,300
	16	340,900	452,700
	17	350,700	460,600
	18	360,700	468,600
	19	370,100	476,500
	20	379,400	484,300
	21	388,200	492,100
	22	396,100	498,900
	23	403,100	502,900
	24	410,300	
	25	417,000	
	26	423,300	
	27	428,700	
	28	433,900	
	29	438,700	
	30	442,900	
	31	447,200	
	32	451,400	
	33	454,200	
再 任 用 職 員		282,800	353,800

別表第三 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

階級	職員の職区分	号	陸海空	将	補	1等	2等	陸海空	佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	准陸尉	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
1	571,000	571,000	479,300	439,600	422,000	372,800	340,100	318,000	273,600	244,900	236,400	227,500	221,700	221,400	212,600	189,100	173,700	173,700	159,100	151,800			
2	634,000	634,000	495,200	452,800	434,700	384,100	350,800	328,400	283,600	253,900	240,400	236,500	230,700	220,400	212,600	201,500	181,300	173,700	166,200				
3	701,000	701,000	511,100	466,000	447,500	396,700	362,500	338,900	295,000	262,800	244,600	244,400	238,600	228,300	221,400	212,000	189,100	173,700	170,400				
4	780,000	780,000	526,600	479,300	460,600	409,600	372,800	349,500	305,000	271,800	252,800	252,600	246,800	230,400	220,600	220,600	198,300	185,600					
5	840,000	840,000	542,100	492,700	473,200	422,000	384,100	360,400	314,800	281,100	261,000	260,800	255,000	254,700	238,300	228,600	208,200	189,800					
6	903,000	903,000	557,600	506,100	485,400	434,600	396,600	371,400	324,900	290,600	269,400	268,900	263,100	262,800	246,500	236,400	216,200						
7	988,000	988,000	572,700	520,400	496,900	447,400	408,100	382,500	335,000	300,100	278,200	277,700	271,900	271,600	254,700	244,300	223,400						
8	1,065,000	1,065,000	587,200	534,800	507,300	460,500	419,600	393,700	345,000	310,000	286,800	286,400	280,900	280,300	262,800	251,900	230,500						
9	1,142,000	1,142,000	601,600	549,100	517,700	473,000	430,700	404,600	354,800	319,500	295,500	295,100	289,300	289,000	271,600	259,800	235,200						
10	1,223,000	1,223,000	613,000	562,200	528,000	484,400	441,700	415,200	364,600	328,800	304,200	303,700	297,900	297,600	280,300	267,700							
11	1,297,000	1,297,000	621,600	575,100	538,200	494,900	452,500	425,800	374,100	338,200	312,900	312,400	306,600	306,300	289,000	276,000							
12			630,100	587,500	548,000	504,500	463,200	436,200	383,400	347,500	321,500	320,900	315,100	314,800	297,500	284,000							
13			638,600	596,600	556,400	513,700	473,700	446,500	392,400	356,800	330,100	329,300	323,500	323,200	305,900	292,700							
14			647,100	602,400	564,100	520,300	484,100	456,700	401,400	365,900	338,800	338,000	332,200	331,700	314,100	300,800							
15				608,300	569,100	527,10																	

(備考) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の()欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(イ) この表の陸将補、海将補及び空将補の(欄)に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(イ)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(イ) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の()欄又は()欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の前の見出し及び同条第一項中「俸給月額を「号俸」に改め、同項第三号中「五級」を「六級」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)」とあるのは「職員」と、同項から同条第七項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第三の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあってはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)」と読み替へるものとする。

3 医師又は歯科医師である自衛官(次条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)を昇給させる場合の昇給の号俸数に

ついては、前項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

第五条に次の二項を加える。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第三の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあっては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあってはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項、第八条第三項及び別表第三備考(四)において同じ。)における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第六項若しくは第七項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額と

することが出来る。

5 前項の規定により定められた俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるに至つた場合においても、同項と同様とする。

第六条の二第一項中「俸給月額を「号俸」に改め、同条第二項中「長官」を「防衛庁長官(以下「長官」という。))に、「掲げる俸給月額を「掲げる号俸」に、「十一号俸」を「八号俸」に改める。第七条第一項中「俸給月額」を「号俸」に改め、同条第二項中「掲げる俸給月額」を「掲げる号俸」に、「十一号俸」を「八号俸」に改める。

第十四条第一項中、「調整手当」を、「地域手当」に、「自衛官には調整手当」を「自衛官には地域手当」に改め、同条第二項中「(自衛官(第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。))に調整手当を支給する場合を除く。)」を削り、「第十一条の四中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項の俸給表」と、同条並びに一般職給与法第十一条の五、」を「第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。))と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二

項並びに第十一条の七第一項及び第二項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。))とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で内閣府令で定めるものに限る。))及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法に改め、同条第三項を削る。

第十八条の二第一項及び第十九条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十二條の二第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「及び第三項を削り、「第十一条の四」を「第十一条の五」に、「による調整手当」を「による地域手当」に改める。

第二十三條第二項及び第二十四條第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十五條第三項中「調整手当及び」を「地域手当及び」に改める。

第二十七條第二項中、「調整手当」を、「地域手当」に改める。

第二十八條第九項中「に受けていた俸給月額に対応する」を「におけるその者の」に改める。別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 防衛参事官等俸給表(第四条—第六条、第八条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	号 俸	指定職
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
		円	円	円	円	円	円		円
	1	243,800	354,100	404,900	457,400	516,900	589,100	1	728,000
	2	245,900	356,700	407,800	460,100	520,300	592,600	2	784,000
	3	248,000	359,300	410,700	462,800	523,700	596,100	3	843,000
	4	250,100	361,900	413,600	465,500	527,100	599,600	4	922,000
	5	252,100	364,300	416,400	468,200	530,500	603,200	5	994,000
	6	254,300	366,800	419,300	470,800	533,900	606,000	6	1,066,000
	7	256,500	369,300	422,200	473,400	537,300	608,800	7	1,142,000
	8	258,700	371,800	425,100	476,000	540,700	611,600	8	1,211,000
	9	260,900	374,100	427,900	478,700	544,100	614,300		
	10	263,100	376,500	430,900	481,200	547,500	616,400		
	11	265,300	378,900	433,900	483,700	550,900	618,500		
	12	267,500	381,300	436,900	486,200	554,300	620,600		
	13	269,700	383,600	439,700	488,800	557,700	622,500		
	14	271,900	385,900	442,300	491,000	560,400	624,200		
	15	274,100	388,200	444,900	493,200	563,100	625,900		
	16	276,300	390,500	447,500	495,400	565,800	627,600		
	17	278,600	392,900	450,200	497,600	568,400	629,100		
	18	280,800	395,200	452,500	499,600	570,000	630,400		
	19	283,000	397,500	454,800	501,600	571,600	631,700		
	20	285,200	399,800	457,100	503,600	573,200	633,000		
	21	289,300	401,900	459,400	505,500	574,800	634,400		
	22	291,600	404,100	461,700	507,200	576,400			
	23	293,900	406,300	464,000	508,900	578,000			
	24	296,200	408,500	466,300	510,600	579,600			
	25	298,500	410,800	468,400	512,100	581,200			
	26	300,800	413,000	470,200	513,600	582,500			
	27	303,100	415,200	472,000	515,100	583,800			
	28	305,400	417,400	473,800	516,600	585,100			
	29	307,800	419,600	475,500	518,100	586,400			
	30	310,100	421,700	477,000	519,000	587,400			
	31	312,400	423,800	478,500	519,900	588,400			
	32	314,700	425,900	480,000	520,800	589,400			
	33	319,500	427,900	481,300	521,700	590,400			
	34	322,000	429,800	482,700	522,600	591,400			
	35	324,500	431,700	484,100	523,500	592,400			
	36	327,000	433,600	485,500	524,400	593,400			
	37	329,400	435,400	487,000	525,200	594,400			
	38	331,900	436,700	488,000	526,100	595,400			
	39	334,400	438,000	489,000	527,000	596,400			
	40	336,900	439,300	490,000	527,900	597,400			
	41	339,400	440,700	490,900	528,700	598,400			
	42	341,900	442,000	491,800	529,600				
	43	344,400	443,300	492,700	530,500				
	44	346,900	444,600	493,600	531,400				
	45	349,500	445,800	494,400	532,200				
	46	351,900	446,600	495,200					
	47	354,300	447,400	496,000					
	48	356,700	448,200	496,800					
	49	359,200	449,000	497,700					
	50	361,500	449,800	498,500					
	51	363,800	450,600	499,300					
	52	366,100	451,400	500,100					
再任	53	368,400	452,100	501,000					
用職	54	370,700	452,900	501,800					

員以 外の 職員	55	373,000	453,700	502,600					
	56	375,300	454,500	503,400					
	57	377,500	455,200	504,300					
	58	379,700	456,000	505,100					
	59	381,900	456,800	505,900					
	60	384,100	457,600	506,700					
	61	386,200	458,200	507,600					
	62	388,300	458,900						
	63	390,400	459,600						
	64	392,500	460,300						
	65	394,600	461,100						
	66	396,600	461,800						
	67	398,600	462,500						
	68	400,600	463,200						
	69	402,600	464,000						
	70	404,300	464,700						
	71	406,000	465,400						
	72	407,700	466,100						
	73	409,200	466,900						
	74	410,500	467,600						
	75	411,800	468,300						
	76	413,100	469,000						
	77	414,300	469,800						
	78	415,300							
	79	416,300							
	80	417,300							
	81	418,400							
	82	419,300							
	83	420,200							
	84	421,100							
	85	422,000							
	86	422,800							
	87	423,600							
	88	424,400							
	89	425,100							
	90	425,800							
	91	426,500							
	92	427,200							
	93	428,000							
	94	428,700							
	95	429,400							
	96	430,100							
	97	430,900							
	98	431,600							
	99	432,300							
	100	433,000							
	101	433,800							
	102	434,500							
	103	435,200							
	104	435,900							
	105	436,700							
	106	437,400							
	107	438,100							
	108	438,800							
	109	439,600							
再任 用職 員		322,100	354,100	401,600	440,000	498,100	589,100		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛隊教官俸給表(第四条—第五条関係)

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円
	1	190,500	331,500
	2	192,200	333,800
	3	193,900	336,100
	4	195,600	338,400
	5	197,400	340,700
	6	199,100	343,000
	7	200,800	345,300
	8	202,500	347,600
	9	204,300	349,800
	10	206,200	352,000
	11	208,100	354,200
	12	210,000	356,400
	13	211,700	358,600
	14	213,700	360,700
	15	215,700	362,800
	16	217,700	364,900
	17	219,600	366,900
	18	222,300	368,900
	19	225,000	370,900
	20	227,700	372,900
	21	230,500	375,000
	22	233,400	377,000
	23	236,300	379,000
	24	239,200	381,000
	25	242,000	382,900
	26	244,900	384,900
	27	247,800	386,900
	28	250,700	388,900
	29	253,600	390,800
	30	256,300	392,800
	31	259,000	394,800
	32	261,700	396,800
	33	264,400	398,700
	34	267,100	400,500
	35	269,800	402,300
	36	272,500	404,100
	37	275,200	405,700
	38	277,900	407,300
	39	280,600	408,900
	40	283,300	410,500
	41	285,900	412,200
	42	288,600	413,800
	43	291,300	415,400
	44	294,000	417,000
	45	296,500	418,700
	46	299,200	420,300
	47	301,900	421,900
	48	304,600	423,500

再任用職員以外の職員

49	307,100	425,200
50	309,600	426,800
51	312,100	428,400
52	314,600	430,000
53	317,000	431,700
54	319,200	433,300
55	321,400	434,900
56	323,600	436,500
57	325,900	438,200
58	328,100	439,800
59	330,300	441,400
60	332,500	443,000
61	334,700	444,700
62	336,900	446,300
63	339,100	447,900
64	341,300	449,500
65	343,500	451,200
66	345,700	452,800
67	347,900	454,400
68	350,100	456,000
69	352,100	457,600
70	354,200	459,200
71	356,300	460,800
72	358,400	462,400
73	360,400	463,900
74	362,400	464,900
75	364,400	465,900
76	366,400	466,900
77	368,400	467,700
78	370,100	
79	371,800	
80	373,500	
81	375,200	
82	376,700	
83	378,200	
84	379,700	
85	381,200	
86	382,700	
87	384,200	
88	385,700	
89	387,200	
90	388,600	
91	390,000	
92	391,400	
93	392,900	
94	394,200	
95	395,500	
96	396,800	
97	398,200	
98	399,300	
99	400,400	
100	401,500	
101	402,600	
102	403,700	

	103	404,800	
	104	405,900	
	105	406,800	
	106	407,800	
	107	408,800	
	108	409,800	
	109	410,700	
	110	411,600	
	111	412,500	
	112	413,400	
	113	414,100	
	114	414,900	
	115	415,700	
	116	416,500	
	117	417,300	
	118	418,100	
	119	418,900	
	120	419,700	
	121	420,500	
	122	421,000	
	123	421,500	
	124	422,000	
	125	422,400	
	126	422,900	
	127	423,400	
	128	423,900	
	129	424,300	
	130	424,800	
	131	425,300	
	132	425,800	
	133	426,200	
	134	426,700	
	135	427,200	
	136	427,700	
	137	428,100	
再任用職員		279,400	338,200

41	604,900	558,100	523,100	483,800	446,200	414,800	352,000	320,900	299,700	299,100	293,300	293,100	285,400	268,700
42	606,200	559,300	524,000	494,700	448,300	417,000	354,100	323,000	301,700	301,000	295,200	295,000	287,300	270,300
43	607,500	560,500	524,900	495,600	449,300	419,200	356,200	325,100	303,700	302,900	297,100	296,900	289,200	271,900
44	608,800	561,700	525,800	496,500	452,500	421,400	358,300	327,200	305,700	304,800	299,000	298,800	291,100	273,500
45	609,900	562,800	526,800	497,500	454,500	423,500	360,300	329,100	307,600	306,600	300,800	300,600	292,900	275,200
46			527,700	498,400	456,300	425,600	362,200	331,300	309,600	308,500	302,700	302,500	294,700	276,800
47			528,600	499,300	458,100	427,700	364,100	333,500	311,600	304,600	304,400	304,400	296,500	278,400
48			529,500	499,200	459,900	429,800	366,000	335,700	313,600	312,300	306,500	306,300	298,300	280,000
49			530,400	491,200	461,700	432,000	368,000	337,700	315,500	314,000	308,200	308,000	300,200	281,700
50			531,300	492,100	463,000	433,400	370,000	339,800	317,500	315,900	310,100	309,900	302,000	283,500
51			532,200	493,000	464,300	434,800	372,000	341,900	319,500	317,800	312,000	311,800	303,800	285,300
52			533,100	493,900	465,600	436,200	374,000	344,000	321,500	319,700	313,900	313,700	305,600	287,100
53			533,900	494,900	466,700	437,600	376,000	345,900	323,400	321,400	315,600	315,400	307,300	289,000
54			534,800	495,800	468,000	438,700	377,900	347,900	325,400	323,300	317,400	317,200	309,000	290,500
55			535,700	496,700	469,300	439,800	379,800	349,900	327,400	325,200	319,200	319,000	310,700	292,000
56			536,600	497,600	470,600	440,900	381,700	351,900	329,400	327,100	321,000	320,800	312,400	293,500
57		537,400	498,600	471,900	471,900	441,900	383,500	353,900	331,500	328,900	322,900	322,600	314,200	295,100
58			499,500	472,900	472,900	442,900	385,400	355,700	333,500	330,900	324,700	324,400	315,900	296,600
59			500,400	473,900	473,900	443,900	387,300	357,500	335,500	332,900	326,500	326,200	317,600	298,100
60			501,300	474,900	474,900	444,900	389,200	359,300	337,500	334,900	328,300	328,000	319,300	299,600
61			502,300	475,900	475,900	445,800	391,100	361,100	339,400	336,800	330,200	329,800	320,800	301,000
62			503,200	476,900	476,900	446,600	392,900	362,900	341,400	338,800	332,200	331,700	322,400	302,300
63			504,100	477,900	477,900	447,400	394,700	364,700	343,400	340,800	334,200	333,600	324,000	303,600
64			505,000	478,900	478,900	448,200	396,500	366,500	345,400	342,800	336,200	335,500	325,600	304,900
65			506,000	479,800	479,800	449,100	398,400	368,200	347,400	344,800	338,100	337,300	327,100	306,200
66			506,900	480,700	480,700	449,900	400,200	370,100	349,300	346,600	339,900	339,000	328,600	307,400
67			507,800	481,600	481,600	450,700	402,000	372,000	351,200	348,400	341,700	340,700	330,100	308,600
68			508,700	482,500	482,500	451,500	403,800	373,900	353,100	350,200	343,500	342,400	331,600	309,800
69			509,700	483,200	483,200	452,200	405,400	375,600	354,800	351,900	345,200	344,100	333,200	310,900
70			510,600	484,100	484,100	453,100	406,900	377,500	356,600	353,700	347,000	345,900	334,700	311,800
71			511,500	485,000	485,000	454,000	408,400	379,400	358,400	355,500	348,800	347,700	336,200	312,700
72			512,400	485,900	485,900	454,900	409,900	381,300	360,200	357,300	350,600	349,500	337,700	313,600
73			513,400	486,800	486,800	455,600	411,300	383,000	361,900	359,200	352,400	351,100	339,300	314,400
74			514,300	487,700	487,700	456,500	412,600	384,900	363,800	361,000	354,200	352,900	340,800	
75			515,200	488,600	488,600	457,400	413,900	386,800	365,700	362,800	356,000	354,700	342,300	
76			516,100	489,500	489,500	458,300	415,200	388,700	367,600	364,600	357,800	356,500	343,800	
77			517,100	490,400	490,400	459,100	416,400	390,400	369,400	366,400	359,400	358,100	345,100	
78			518,000	491,300	491,300	460,000	417,300	392,200	371,200	368,200	361,200	359,900	346,600	
79			518,900	492,200	492,200	460,900	418,600	394,000	373,000	370,000	363,000	361,700	348,100	
80			519,800	493,100	493,100	461,800	419,700	395,800	374,800	371,800	364,800	363,500	349,600	
81			520,800	493,900	493,900	462,500	420,900	397,500	376,500	373,600	366,600	365,100	351,100	
82				494,800	494,800	463,400	421,700	399,200	378,300	375,300	368,300	366,700	352,700	
83				495,700	495,700	464,300	422,500	400,900	379,000	376,000	369,000	367,000	354,300	
84				496,600	496,600	465,200	423,300	402,600	381,900	378,700	371,700	369,900	355,900	
85				497,300	497,300	465,900	424,200	404,300	383,600	380,300	373,300	371,600	357,300	
86				498,200	498,200	466,800	425,000	405,800	385,300	382,000	375,000	373,100	358,700	
87				499,100	499,100	467,700	425,800	407,300	387,000	383,700	376,700	374,600	360,100	
88				500,000	500,000	468,600	426,600	408,800	388,700	385,400	378,400	376,100	361,500	
89				500,700	500,700	469,300	427,500	410,100	390,400	386,900	379,900	377,700	362,900	
90				501,600	501,600	470,200	428,300	411,300	392,100	388,500	381,500	379,300	364,300	
91				502,500	502,500	471,100	429,300	412,500	393,800	390,100	383,100	380,900	365,700	
92				503,400	503,400	472,000	430,200	413,700	395,500	391,700	384,700	382,500	367,100	

再任用
職員
以外
の職員

93						504,100	472,700	431,200	415,000	397,100	383,200	386,100	384,200	388,500
94						505,000	473,600	432,000	416,000	398,800	394,900	387,800	385,700	389,700
95						505,900	474,500	432,800	417,000	400,500	396,600	389,500	387,200	370,900
96						506,800	475,400	433,600	418,000	402,200	398,300	391,200	388,700	372,100
97						507,500	476,100	434,500	419,000	403,800	399,800	392,700	390,300	373,400
98							477,000	435,300	419,900	405,200	401,100	394,000	391,500	374,400
99							477,900	436,100	420,800	406,600	402,400	395,300	392,700	375,400
100							478,800	436,900	421,700	408,000	403,700	396,600	393,900	376,400
101							479,500	437,800	422,700	409,300	405,100	398,000	395,100	377,500
102							480,400	438,600	423,600	410,400	406,200	399,100	396,000	378,400
103							481,300	439,400	424,500	411,500	407,300	400,200	396,900	379,300
104							482,200	440,200	425,400	412,600	408,400	401,300	397,800	380,200
105							482,900	441,100	426,100	413,600	409,400	402,300	398,500	381,200
106							427,000	441,900	427,000	414,600	410,500	399,500	396,500	382,100
107							442,700	442,700	427,900	415,600	411,600	404,500	400,500	383,000
108							443,500	443,500	428,800	416,600	412,700	405,600	401,500	383,900
109							444,200	444,200	429,800	417,700	413,800	406,600	402,400	384,900
110							445,100	445,100	430,700	418,600	414,800	407,600	403,300	385,800
111							446,000	446,000	431,600	419,500	415,800	408,600	404,200	386,700
112							446,900	446,900	432,500	420,400	416,800	409,600	405,100	387,600
113							447,600	447,600	433,200	421,400	417,800	410,400	406,000	388,600
114							448,400	448,400	434,000	422,400	418,900	411,400	406,900	
115							449,200	449,200	434,800	423,400	420,000	412,400	407,800	
116							450,000	450,000	435,600	424,400	421,100	413,400	408,700	
117							450,900	450,900	436,500	425,400	422,000	414,200	409,600	
118							451,700	451,700	437,300	426,300	423,000	415,100	410,500	
119							452,500	452,500	438,100	427,200	424,000	416,000	411,400	
120							453,300	453,300	438,900	428,100	425,000	416,900	412,300	
121							454,200	454,200	439,800	429,000	425,800	417,800	413,000	
122							455,000	455,000	440,600	429,800	426,700	418,700	413,900	
123							455,800	455,800	441,400	430,600	427,600	419,600	414,800	
124							456,600	456,600	442,200	431,400	428,500	420,500	415,700	
125							457,500	457,500	443,100	432,300	429,400	421,400	416,400	
126							458,300	458,300	443,900	433,200	430,300	422,300	417,300	
127							459,100	459,100	444,700	434,100	431,200	423,200	418,200	
128							459,900	459,900	445,500	435,000	432,100	424,100	419,100	
129							460,800	460,800	446,400	435,800	432,900	424,800	419,800	
130								447,200	447,200	436,700	433,800	425,700		
131								448,000	448,000	437,600	434,700	426,600		
132								448,800	448,800	438,500	435,600	427,500		
133								449,700	449,700	439,200	436,300	428,200		
134								450,500	450,500	440,000	437,200	429,100		
135								451,300	451,300	440,800	438,100	430,000		
136								452,100	452,100	441,600	439,000	430,900		
137								453,000	453,000	442,500	439,700	431,600		
138								453,900	453,900	443,300	440,600	432,500		
139								454,800	454,800	444,100	441,500	433,400		
140								455,700	455,700	444,900	442,400	434,300		
141								456,600	456,600	445,800	443,100	435,000		
142								457,500	457,500	446,600	444,000			
143								458,400	458,400	447,400	444,900			
144								459,300	459,300	448,200	445,800			

備考イ 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(欄)に定める額の俸給を支給するものとする。

(一) この表の陸将補、海将補及び空将補の(欄)に定める額の俸給を受ける職員は、備考イの政令で定めるものとする。

(二) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(欄)又は(欄)に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均等を考慮して、政令で定める。

(三) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(平成九年法律第六十五号) 第六条第一項若しく

成十年法律第二百一十二号。附則第六條及び第十

日において職務の級又は階級を異にする異動等

職員の給与に関する法律等の一部を改正する法

律(平成八年法律第百十二号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額合計額とあるのは、「特地勤務手当(給与法第十四条の規定による手当を含む。)、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当の月額の合計額又は学生手当の月額」と、同条第二項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)」とあるのは、「給与法」とする。

(特定の職務の級の切替え)

第八条 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)(が法別表第一の五級であつた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。))は、内閣府令で定めるところにより、同表の五級又は六級とする。

2 切替日の前日において一般職給与法別表第一、別表第六イ、別表第七又は別表第八イの適用を受けていた職員であつて、旧級が一般職給与改正法附則別表第一(行政職俸給表(一)、行政職俸給表(二)、教育職俸給表(一)、医療職俸給表(一)及び研究職俸給表に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に掲げられている職務の級であつたものの新級は、旧級に対応する一般職給与改正法附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、内閣府令で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸への切替え)

第九条 切替日の前日において法別表第一から別

表第三までの適用を受けていた職員(第三項並びに附則第十一條及び第十二條に規定する職員を除く。)(の切替日における号俸(以下「新号俸」という。))は、旧級又は階級、その者が切替日の前日において受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。))に対応する号俸(以下この条、附則別表第一及び附則別表第二において「旧号俸」という。))及び経過期間(旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあつては、内閣府令で定める期間)をいう。以下この条において同じ。))に応じて附則別表第一に定める号俸とする。

2 切替日の前日において一般職給与法別表第一又は別表第六から別表第八までの適用を受けていた職員(第四項及び附則第十二條に規定する職員を除く。)(の新号俸は、旧級、旧号俸及び経過期間に応じて一般職給与改正法附則別表第二イ、ロ及びリからカまでに定める号俸とする。

3 前条第一項の規定により新級を決定される職員(附則第十二條に規定する職員を除く。)(の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

4 前条第二項後段の規定により新級を決定される職員(附則第十二條に規定する職員を除く。)(の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて一般職給与改正法附則別表第三イ及びニからハまでに定める号俸とする。

第十条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七條第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六條第一項若しくは第二項の俸給表(附則第十五條第一項に

おいて「特定任期付職員等俸給表」という。)(の適用を受けていた特定任期付職員等の新号俸は、旧俸給月額に対応するこれらの俸給表における号俸と同じ号数の号俸とする。

(法別表第一の指定職の欄等の適用を受ける職員の号俸の切替え)

第十一条 切替日の前日において法別表第一の指定職の欄、一般職給与法別表第十又は法別表第三の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受けていた職員の新号俸は、切替日の前日における号俸(附則別表第三において「旧号俸」という。))に対応する附則別表第三の新号俸欄に定める号俸とする。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え)

第十二条 切替日の前日において職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新号俸及び同日において法第六條の二第二項又は第七條第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の切替日における俸給月額は、内閣府令で定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第十三条 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

第十四条 附則第八條から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第二條の規定による改正前の法(附則第十八條において「旧法」という。))又は附則第二十一条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第十五条 切替日の前日から引き続き同一の關係俸給表(法別表第一から別表第三まで、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若しくは別表第十又は特定任期付職員等俸給表をいう。以下同じ。)(の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧俸給月額に達しないこととなる職員(内閣府令で定める職員を除く。))には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き關係俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。))について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに關係俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第十六条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十一条の二において準用する一般職給与法第十条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における俸給月額」とあるのは、「調整前における俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」とする。

3 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下この項において「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第三とあるのは「平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正前の別表第三」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における一般職給与法の準用に関する特例等）

第十七条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、平成二十二年三月三十一日までの間における

る第二条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第五条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法（以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項及び第七項並びに新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十三条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日以降において附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官（法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）に関する新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用については、同項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合から百分の一を減じて得た割合」と、同条中「百分の十五」とあるのは「百分の十四」と読み替えるものとする。

（地域手当に関する経過措置）

第十八条 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法（次項において「改正前の一般職給与法」という。）第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第十一条の三第一項の	第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給及び切替日の前日における			
		同条第一項	地域手当支給官署	調整手当支給官署	調整手当支給官署
第一項第一号	地域手当支給官署	同条第一項	第十一号の三第一項の政令で定める官署又は同項の政令で定める官署	第十一号の三第一項の政令で定める官署又は同項の政令で定める官署	第十一号の三第一項の政令で定める官署又は同項の政令で定める官署
第二項	地域手当支給官署	同条第二項各号に定める割合をいう。	第十一号の三第二項各号に定める割合をいう。	第十一号の三第二項各号に定める割合をいう。	第十一号の三第二項各号に定める割合をいう。
第三項	地域手当支給官署	同条第三項各号に定める割合をいう。	第十一号の三第三項各号に定める割合をいう。	第十一号の三第三項各号に定める割合をいう。	第十一号の三第三項各号に定める割合をいう。

2 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給及び切替日の前日における

署が切替日に移転した場合における当該職員に
対する当該異動等に係る地域手当の支給に関す
る新法第十四条第二項において読み替えて準用
する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定

の適用については、次の表の上欄に掲げる同条
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。

第二項	第一項	
	地域手当の支給割合 (第十一条の三第二 項各号に定める割合 又は第十一条の四の 政令で定める割合を い)	前条第一項 移転職員等
前条第一項	第十一條の三第一項 の政令で定める地域 若しくは官署若しく は第十一條の四の政 令で定める空港の区 域に在勤する	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第 号) 第二條の規定による改正前の 防衛庁の職員の給与等に関する法律以下「旧防衛庁給与 法」という。第十四條第二項又は第三項において準用する 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (平成十七年法律第 号) 以下「平成十七年一般職給与 改正法」という。第二條の規定による改正前の第十一條の 三第一項の政令で定める地域若しくは官署に在勤する
移転職員等	その在勤する地域、 官署若しくは空港の 区域	その在勤する地域若しくは官署
	在勤していた地域、 官署又は空港の区域	在勤していた地域又は官署
	在勤していた地域、 官署若しくは空港の 区域	在勤していた地域若しくは官署
	地域手当の支給割合 (第十一條の三第二 項各号に定める割合 又は第十一條の四の 政令で定める割合を い)	調整手当の支給割合(旧防衛庁給与法第十四條第二項にお いて準用する平成十七年一般職給与改正法第二條の規定に よる改正前の第十一條の三第二項各号(防衛庁の職員の給 与等に関する法律第六條の規定の適用を受ける自衛官以外 の自衛官にあつては、旧防衛庁給与法第十四條第三項にお いて準用する平成十七年一般職給与改正法第二條の規定に よる改正前の第十一條の三第二項)に定める割合をい)

(平均給与額算定の基礎となる給与の経過措置)
第十九条 平成十八年六月三十日以前に発生した
事故に起因する公務上の災害又は通勤による災
害に係る補償に関する新法第二十七條第二項の
規定の適用については、同項中「及び防衛出動
手当とし、事務官等」とあるのは、「防衛出動手
当及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一
部を改正する法律(平成十七年法律第 号)
第二條の規定による改正前の第十四條第二項又
は第三項において準用する一般職の職員の給与
に関する法律等の一部を改正する法律(平成十
七年法律第 号)第二條の規定による改正
前の一般職給与法第十一條の三から第十一條の
七までの規定による調整手当(以下「調整手当
」といふ)とし、事務官等」と、「及び防衛出動手
当とし、自衛官」とあるのは、「防衛出動手当及
び調整手当とし、自衛官」と、「及び営外手当」と
あるのは、「営外手当」と、「相当する額」と
あるのは「相当する額」及び「調整手当」とする。
(政令への委任)
第二十條 附則第二條から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な事項は、
政令で定める。
(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律の一部改正)
第二十一條 防衛庁の職員の給与等に関する法律
の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十
二號)の一部を次のように改正する。
附則第九項中「次項及び附則第十一項におい
て「改正後の関係俸給表」といふ。」を削る。
附則第十項の前の見出し及び同項から第十
二項までを削り、第十三項を第十項とし、第十
四項を第十一項とする。
(国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇
等に関する法律の一部改正)
第二十二條 国際機関等に派遣される防衛庁の職

員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二
十二號)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「調整手当」を「地域手当」に改
める。
(自衛隊員倫理法の一部改正)
第二十三條 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第
百三十號)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第三号中「七級」を「五級」に改
め、同条第三項第一号中「指定職の欄四号俸の
俸給月額以上」を「指定職の欄に定める額」に改
め、同項第二号中「であつて、同表四号俸の俸
給月額以上の俸給を受けるもの」を削り、同項
第三号中「七号俸」を「六号俸」に改め、同項第四
号中「陸将、海将及び空将の欄四号俸の俸給月
額以上」を「陸将、海将及び空将の欄に定める
額」に、「陸将補、海将補及び空将補の(一)欄四号
俸の俸給月額以上」を「陸将補、海将補及び空将
補の(一)欄に定める額」に改める。
(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一
部改正)
第二十四條 裁判員の参加する刑事裁判に関する
法律(平成十六年法律第六十三號)の一部を次の
ように改正する。
第十五條第一項第三号二中「指定職の欄四号
俸の俸給月額以上」を「指定職の欄に定める額」
に改め、「であつて同表四号俸の俸給月額以上
の俸給を受けるもの」を削る。
(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律の一部改正)
第二十五條 一般職の職員の給与に関する法律等
の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三
十六號)の一部を次のように改正する。
附則第十八項の表附則第十五項の項中「及び
第三項」を削る。

附則別表第一(附則第九条関係)

イ 法別表第一の適用を受ける職員

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3 月未満		1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1	1
	9 月以上12月未満		1	1	1	1
	12月以上		1	1	1	1
2	3 月未満		1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		3	1	1	1
	9 月以上12月未満		4	1	1	1
	12月以上		5	1	1	1
3	3 月未満		5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		6	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		7	1	1	1
	9 月以上12月未満		8	1	1	1
	12月以上		9	1	1	1
4	3 月未満		9	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		10	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		11	1	1	1
	9 月以上12月未満		12	1	1	1
	12月以上		13	1	1	1
5	3 月未満		13	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		14	2	1	1
	6 月以上 9 月未満		15	3	1	1
	9 月以上12月未満		16	4	1	1
	12月以上		17	5	1	1
6	3 月未満		17	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		18	6	2	1
	6 月以上 9 月未満		19	7	3	1
	9 月以上12月未満		20	8	4	1
	12月以上		21	9	5	1
7	3 月未満		21	9	5	1
	3 月以上 6 月未満		22	10	6	2
	6 月以上 9 月未満		23	11	7	3
	9 月以上12月未満		24	12	8	4
	12月以上		25	13	9	5
8	3 月未満		25	13	9	5
	3 月以上 6 月未満		26	14	10	6
	6 月以上 9 月未満		27	15	11	7
	9 月以上12月未満		28	16	12	8
	12月以上		29	17	13	9
9	3 月未満		29	17	13	9
	3 月以上 6 月未満		30	18	14	10
	6 月以上 9 月未満		31	19	15	11
	9 月以上12月未満		32	20	16	12
	12月以上		33	21	17	13
10	3 月未満		33	21	17	13
	3 月以上 6 月未満		34	22	18	14
	6 月以上 9 月未満		35	23	19	15
	9 月以上12月未満		36	24	20	16
	12月以上		37	25	21	17

11	3月未満	37	25	21	17
	3月以上6月未満	38	26	22	18
	6月以上9月未満	39	27	23	19
	9月以上12月未満	40	28	24	20
	12月以上	41	29	25	21
12	3月未満	41	29	25	21
	3月以上6月未満	42	30	26	22
	6月以上9月未満	43	31	27	23
	9月以上12月未満	44	32	28	24
	12月以上	45	33	29	25
13	3月未満	45	33	29	25
	3月以上6月未満	46	34	30	26
	6月以上9月未満	47	35	31	27
	9月以上12月未満	48	36	32	28
	12月以上	49	37	33	29
14	3月未満	49	37	33	29
	3月以上6月未満	50	38	34	30
	6月以上9月未満	51	39	35	31
	9月以上12月未満	52	40	36	32
	12月以上	53	41	37	33
15	3月未満	53	41	37	33
	3月以上6月未満	54	42	38	34
	6月以上9月未満	55	43	39	35
	9月以上12月未満	56	44	40	36
	12月以上	57	45	41	37
16	3月未満	57	45	41	
	3月以上6月未満	58	46	42	
	6月以上9月未満	59	47	43	
	9月以上12月未満	60	48	44	
	12月以上	61	49	45	
17	3月未満	61	49	45	
	3月以上6月未満	62	50	46	
	6月以上9月未満	63	51	47	
	9月以上12月未満	64	52	48	
	12月以上	65	53	49	
18	3月未満	65	53	49	
	3月以上6月未満	66	54	50	
	6月以上9月未満	67	55	51	
	9月以上12月未満	68	56	52	
	12月以上	69	57	53	
19	3月未満	69	57		
	3月以上6月未満	70	58		
	6月以上9月未満	71	59		
	9月以上12月未満	72	60		
	12月以上	73	61		
20	3月未満	73	61		
	3月以上6月未満	74	62		
	6月以上9月未満	75	63		
	9月以上12月未満	76	64		
	12月以上	77	65		
21	3月未満	77	65		
	3月以上6月未満	78	66		
	6月以上9月未満	79	67		
	9月以上12月未満	80	68		
	12月以上	81	69		

22	3月未満	81			
	3月以上6月未満	82			
	6月以上9月未満	83			
	9月以上12月未満	84			
	12月以上	85			
23	3月未満	85			
	3月以上6月未満	86			
	6月以上9月未満	87			
	9月以上12月未満	88			
	12月以上	89			
24	3月未満	89			
	3月以上6月未満	90			
	6月以上9月未満	91			
	9月以上12月未満	92			
	12月以上	93			
25	3月未満	93			
	3月以上6月未満	94			
	6月以上9月未満	95			
	9月以上12月未満	96			
	12月以上	97			
26	3月未満	97			
	3月以上6月未満	98			
	6月以上9月未満	99			
	9月以上12月未満	100			
	12月以上	101			

ロ 法別表第二の適用を受ける職員

旧号俸	旧 級		1 級	2 級
	経過期間			
1	3 月未満			1
	3 月以上 6 月未満			1
	6 月以上 9 月未満			1
	9 月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		2	1
	6 月以上 9 月未満		3	1
	9 月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
3	3 月未満		5	1
	3 月以上 6 月未満		6	1
	6 月以上 9 月未満		7	1
	9 月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
4	3 月未満		9	1
	3 月以上 6 月未満		10	2
	6 月以上 9 月未満		11	3
	9 月以上12月未満		12	4
	12月以上		13	5
5	3 月未満		13	5
	3 月以上 6 月未満		14	6
	6 月以上 9 月未満		15	7
	9 月以上12月未満		16	8
	12月以上		17	9
6	3 月未満		17	9
	3 月以上 6 月未満		18	10
	6 月以上 9 月未満		19	11
	9 月以上12月未満		20	12
	12月以上		21	13
7	3 月未満		21	13
	3 月以上 6 月未満		22	14
	6 月以上 9 月未満		23	15
	9 月以上12月未満		24	16
	12月以上		25	17
8	3 月未満		25	17
	3 月以上 6 月未満		26	18
	6 月以上 9 月未満		27	19
	9 月以上12月未満		28	20
	12月以上		29	21
9	3 月未満		29	21
	3 月以上 6 月未満		30	22
	6 月以上 9 月未満		31	23
	9 月以上12月未満		32	24
	12月以上		33	25
10	3 月未満		33	25
	3 月以上 6 月未満		34	26
	6 月以上 9 月未満		35	27
	9 月以上12月未満		36	28
	12月以上		37	29
11	3 月未満		37	29
	3 月以上 6 月未満		38	30
	6 月以上 9 月未満		39	31
	9 月以上12月未満		40	32
	12月以上		41	33

12	3月未満	41	33
	3月以上6月未満	42	34
	6月以上9月未満	43	35
	9月以上12月未満	44	36
	12月以上	45	37
13	3月未満	45	37
	3月以上6月未満	46	38
	6月以上9月未満	47	39
	9月以上12月未満	48	40
	12月以上	49	41
14	3月未満	49	41
	3月以上6月未満	50	42
	6月以上9月未満	51	43
	9月以上12月未満	52	44
	12月以上	53	45
15	3月未満	53	45
	3月以上6月未満	54	46
	6月以上9月未満	55	47
	9月以上12月未満	56	48
	12月以上	57	49
16	3月未満	57	49
	3月以上6月未満	58	50
	6月以上9月未満	59	51
	9月以上12月未満	60	52
	12月以上	61	53
17	3月未満	61	53
	3月以上6月未満	62	54
	6月以上9月未満	63	55
	9月以上12月未満	64	56
	12月以上	65	57
18	3月未満	65	57
	3月以上6月未満	66	58
	6月以上9月未満	67	59
	9月以上12月未満	68	60
	12月以上	69	61
19	3月未満	69	61
	3月以上6月未満	70	62
	6月以上9月未満	71	63
	9月以上12月未満	72	64
	12月以上	73	65
20	3月未満	73	65
	3月以上6月未満	74	66
	6月以上9月未満	75	67
	9月以上12月未満	76	68
	12月以上	77	69
21	3月未満	77	69
	3月以上6月未満	78	70
	6月以上9月未満	79	71
	9月以上12月未満	80	72
	12月以上	81	73
22	3月未満	81	73
	3月以上6月未満	82	74
	6月以上9月未満	83	75
	9月以上12月未満	84	76
	12月以上	85	77
23	3月未満	85	77
	3月以上6月未満	86	77
	6月以上9月未満	87	77
	9月以上12月未満	88	77
	12月以上	89	77

24	3月未満	89	
	3月以上6月未満	90	
	6月以上9月未満	91	
	9月以上12月未満	92	
	12月以上	93	
25	3月未満	93	
	3月以上6月未満	94	
	6月以上9月未満	95	
	9月以上12月未満	96	
	12月以上	97	
26	3月未満	97	
	3月以上6月未満	98	
	6月以上9月未満	99	
	9月以上12月未満	100	
	12月以上	101	
27	3月未満	101	
	3月以上6月未満	102	
	6月以上9月未満	103	
	9月以上12月未満	104	
	12月以上	105	
28	3月未満	105	
	3月以上6月未満	106	
	6月以上9月未満	107	
	9月以上12月未満	108	
	12月以上	109	
29	3月未満	109	
	3月以上6月未満	110	
	6月以上9月未満	111	
	9月以上12月未満	112	
	12月以上	113	
30	3月未満	113	
	3月以上6月未満	114	
	6月以上9月未満	115	
	9月以上12月未満	116	
	12月以上	117	
31	3月未満	117	
	3月以上6月未満	118	
	6月以上9月未満	119	
	9月以上12月未満	120	
	12月以上	121	
32	3月未満	121	
	3月以上6月未満	122	
	6月以上9月未満	123	
	9月以上12月未満	124	
	12月以上	125	
33	3月未満	125	
	3月以上6月未満	126	
	6月以上9月未満	127	
	9月以上12月未満	128	
	12月以上	129	

ハ 法別表第三の適用を受ける職員

[illegible]

12	3月未滿	21	21	21	25	33	37	45	45	45	45	45	45	45	41	45
	6月以上9月未滿	22	22	22	26	34	38	46	46	46	46	46	46	46	42	46
	9月以上12月未滿	23	23	23	27	35	39	47	47	47	47	47	47	47	43	47
	12月以上	24	24	24	28	36	40	48	48	48	48	48	48	48	44	48
	3月未滿	25	25	25	29	37	41	49	49	49	49	49	49	49	45	49
13	3月以上6月未滿	26	26	26	30	38	42	50	50	50	50	50	50	50	46	50
	6月以上9月未滿	27	27	27	31	39	43	51	51	51	51	51	51	51	47	51
	9月以上12月未滿	28	28	28	32	40	44	52	52	52	52	52	52	52	48	52
	12月以上	29	29	29	33	41	45	53	53	53	53	53	53	53	49	53
	3月未滿	30	30	30	34	42	46	54	54	54	54	54	54	54	50	54
14	3月以上6月未滿	31	31	31	35	43	47	55	55	55	55	55	55	55	51	55
	6月以上9月未滿	32	32	32	36	44	48	56	56	56	56	56	56	56	52	56
	9月以上12月未滿	33	33	33	37	45	49	57	57	57	57	57	57	57	53	57
	12月以上	34	34	34	38	46	50	58	58	58	58	58	58	58	54	58
	3月未滿	35	35	35	39	47	51	59	59	59	59	59	59	59	55	59
15	3月以上6月未滿	36	36	36	40	48	52	60	60	60	60	60	60	60	56	60
	6月以上9月未滿	37	37	37	41	49	53	61	61	61	61	61	61	61	57	61
	9月以上12月未滿	38	38	38	42	50	54	62	62	62	62	62	62	62	58	62
	12月以上	39	39	39	43	51	55	63	63	63	63	63	63	63	59	63
	3月未滿	40	40	40	44	52	56	64	64	64	64	64	64	64	60	64
16	3月以上6月未滿	41	41	41	45	53	57	65	65	65	65	65	65	65	61	65
	6月以上9月未滿	42	42	42	46	54	58	66	66	66	66	66	66	66	62	66
	9月以上12月未滿	43	43	43	47	55	59	67	67	67	67	67	67	67	63	67
	12月以上	44	44	44	48	56	60	68	68	68	68	68	68	68	64	68
	3月未滿	45	45	45	49	57	61	69	69	69	69	69	69	69	65	69
17	3月以上6月未滿	46	46	46	50	58	62	70	70	70	70	70	70	70	66	70
	6月以上9月未滿	47	47	47	51	59	63	71	71	71	71	71	71	71	67	71
	9月以上12月未滿	48	48	48	52	60	64	72	72	72	72	72	72	72	68	72
	12月以上	49	49	49	53	61	65	73	73	73	73	73	73	73	69	73
	3月未滿	50	50	50	54	62	66	74	74	74	74	74	74	74	70	74
18	3月以上6月未滿	51	51	51	55	63	67	75	75	75	75	75	75	75	71	75
	6月以上9月未滿	52	52	52	56	64	68	76	76	76	76	76	76	76	72	76
	9月以上12月未滿	53	53	53	57	65	69	77	77	77	77	77	77	77	73	77
	12月以上															
	3月未滿															
19	3月以上6月未滿															
	6月以上9月未滿															
	9月以上12月未滿															
	12月以上															
	3月未滿															
20	3月以上6月未滿															
	6月以上9月未滿															
	9月以上12月未滿															
	12月以上															
	3月未滿															
21	3月以上6月未滿															
	6月以上9月未滿															
	9月以上12月未滿															
	12月以上															
	3月未滿															
22	3月以上6月未滿															
	6月以上9月未滿															
	9月以上12月未滿															
	12月以上															
	3月未滿															
23	3月以上6月未滿															
	6月以上9月未滿															
	9月以上12月未滿															
	12月以上															
	3月未滿															

[illegible]

附則別表第二(附則第九条関係)

旧号俸	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1

11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第三(附則第十一条関係)

イ 法別表第一の指定職の欄の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

ロ 一般職給与法別表第十の適用を受ける職員

旧 号 俸	新 号 俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

ハ 法別表第三の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	
	陸将、海将及び空将の欄	陸将補、海将補及び空将補の(一)欄
1 から 4 まで	1	1
5	2	2
6	3	3
7	4	4
8	5	
9	6	
10	7	
11	8	

十月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器廃絶に関する請願(第一五八号)(第一六二号)

一、核兵器の廃絶に関する請願(第一六八号)

第一五八号 平成十七年十月十八日受理

核兵器廃絶に関する請願

請願者 京都市左京区高野泉町六ノ八二

高川淑子 外百四十二名

紹介議員 江田 五月君

一九四五年八月、一瞬にして二つの都市を壊滅させた広島・長崎への原爆投下から六〇年を迎えた。「あの悲劇を繰り返してはならない」という被爆者の叫びは、核兵器廃絶を求める世界の声となつて広がっている。しかし、今なお何万発もの核兵器が、人類の生存を脅かしている。取り分けイラク戦争を引き起こしたアメリカが戦争と核兵器使用を企てていることは、世界に大きな不安を与えている。他国への一方的攻撃は、世界平和のルールを決めた国連憲章に反する行為であり、核兵器の使用は、計り知れない犠牲を引き起こす、人道に対する犯罪である。二〇〇〇年五月、核保有国は核兵器廃絶の明確な約束に合意した。核戦争の危険を取り除くためにも、新たな核保有の動きをやめさせるためにも、その約束を直ちに実行すべきである。

ついでに、広島・長崎被爆六〇周年の二〇〇五年を、国連憲章の平和の原則が守られ、核兵器も戦争もない平和な世界への転機とするため、次の事項について実現を図りたい。

一、日本政府は核保有国政府に対し、核兵器の使用と威嚇、開発を行わず、直ちに核兵器廃絶の実行に踏み出すよう要請すること。

二、日本政府は、核兵器廃絶国際協定の実現のために行動すること。

第一六二号 平成十七年十月十八日受理

核兵器廃絶に関する請願

請願者 京都市右京区梅津上田町一〇〇ノ

六 井上雄一 外二百八十六名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一六八号 平成十七年十月十九日受理

核兵器の廃絶に関する請願

請願者 鹿児島県出水市上鯖淵一、九七七

ノ八 諏訪園直子 外九千九百七

十四名

紹介議員 榛葉賀津也君

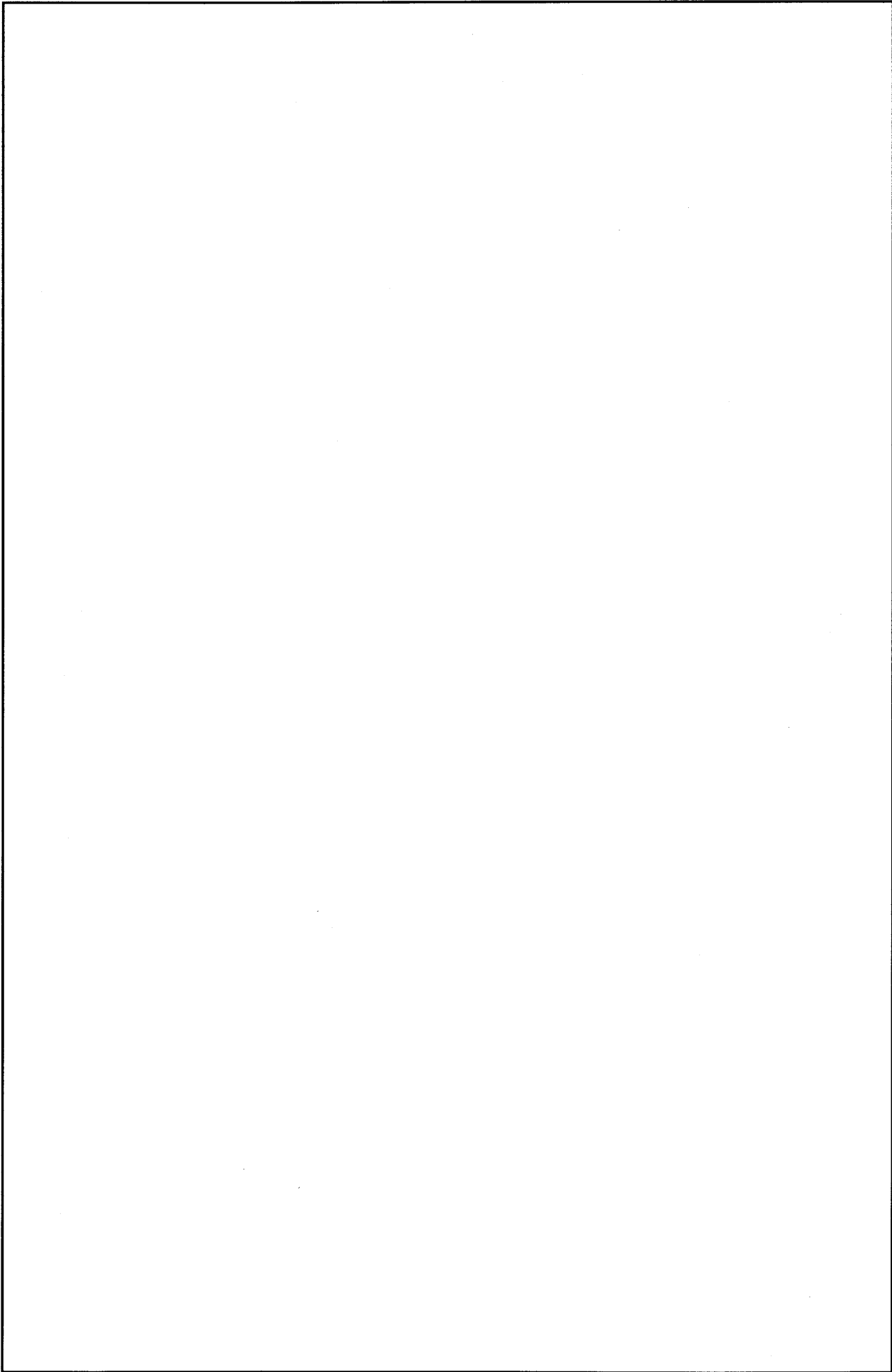
一九四五年八月、広島・長崎にアメリカが投下した二発の原子爆弾は、想像を絶する地獄をつくり出し、幼児、老人を含む多数の市民を殺した。筆舌に尽くし難い苦痛に耐えてきた被爆者は、「この苦しみを二度とだれにも味わせてはならない」と、核兵器の廃絶を世界に訴え続けてきた。国に対しては、国際舞台で核兵器廃絶のイニシアティブを取ること、戦争責任を認めて原爆被害への国家補償を行うよう、一貫して要求してきた。しかし、この願いは、どちらも実現していない。それどころか、アメリカは使える核兵器の開発を急ぐ一方、国連を無視してイラクに先制攻撃を加えた。日本では今、戦争をしない国から戦争ができる国へ着々と地ならしが進んでいる。原爆被害に対する国家補償に対しても、政府は「市民の戦争犠牲は受忍すべきだ」との姿勢を一貫して変えようとしていない。政府の引き起こす戦争に市民が巻き込まれ、核戦争の地獄が再現されるのではないかと、被爆者は大きな危機感を抱いている。日本国憲法が求めるように国際紛争に武力が行使されないこと、核兵器が一日も早く廃絶されることを強く望み、原爆被害が償われることを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、核兵器をこの地球上からなくすために、核兵器完全禁止・廃絶国際条約の締結のために、日

本政府は先頭に立つこと。

二、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を法制化すること。



平成十七年十一月四日印刷

平成十七年十一月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C